

いきいきかどま  
高齢者プラン 2009

- 門真市高齢者保健福祉計画 -

【素案】

平成21年3月

門 真 市



# 目 次

## 第1章 計画の基本的考え方

|              |   |
|--------------|---|
| 1 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の位置づけと性格 | 2 |
| 3 計画の期間      | 3 |
| 4 基本理念       | 4 |
| 5 計画の基本視点    | 4 |
| 6 計画の策定体制    | 6 |

## 第2章 高齢者等を取り巻く現状

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 人口・世帯の状況      | 9  |
| (1) 人口・世帯の構造    | 9  |
| (2) 高齢者世帯の住居の状況 | 13 |
| (3) 高齢者の就業の状況   | 14 |
| 2 高齢者等の生活とニーズ   | 15 |

## 第3章 第3期計画の取り組みと課題

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 総合的な保健福祉サービスの展開 | 31 |
| 2 保健福祉サービスの目標     | 32 |
| (1) 介護予防・疾病予防の推進  | 32 |
| (2) 高齢者の尊厳の確保     | 44 |
| 3 生きがいづくりと社会参加の促進 | 45 |
| 4 保健福祉の環境づくり      | 47 |
| 5 計画の推進           | 48 |
| (1) 地域支援体制        | 48 |
| (2) 情報提供          | 49 |
| (3) 計画推進体制の整備     | 49 |

## 第4章 保健福祉施策の目標と計画の推進

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 将来人口推計             | 51 |
| 2 施策の体系              | 53 |
| 基本目標 1 総合的な介護予防対策の推進 | 54 |
| (1) 健康づくりの推進         | 54 |
| (2) 介護予防・疾病予防の推進     | 55 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| 基本目標 2 生活自立への支援        | 57 |
| (1) 福祉サービスによる支援        | 57 |
| (2) 地域での見守り等による支援      | 60 |
| 基本目標 3 高齢者の尊厳の確保       | 61 |
| (1) 高齢者の人権の尊重          | 61 |
| (2) 高齢者の権利擁護の推進        | 62 |
| 基本目標 4 生きがいづくりと社会参加の促進 | 63 |
| (1) 生涯学習の推進            | 63 |
| (2) ボランティア・NPO活動の促進    | 64 |
| (3) 就労支援               | 65 |
| (4) 世代間交流等の推進          | 65 |
| 基本目標 5 住みやすい環境づくり      | 67 |
| (1) 福祉のまちづくりの推進        | 67 |
| (2) 住宅対策の推進            | 68 |
| (3) 防災・防犯対策の推進         | 69 |
| 基本目標 6 総合的な推進体制の充実     | 70 |
| (1) 地域支援体制の充実          | 70 |
| (2) 情報提供の充実            | 71 |
| (3) 計画推進体制の充実          | 72 |

## 資料編

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 計画の策定経過       |  |
| 2 要介護等認定者数の推計   |  |
| 3 日常生活圏域の状況     |  |
| 4 地域支援事業        |  |
| 5 高齢者元気UP懇談会の内容 |  |
| 6 用語の説明         |  |

# 第1章 計画の基本的考え方



## 1 計画策定の背景と目的

わが国における65歳以上の高齢者人口は、平成17年の2,567万人（国勢調査10月1日現在、高齢化率20.1%）が、平成20年には2,800万人（国勢調査人口ベースの7月1日現在の確定人口、高齢化率21.9%）と増加の一途をたどっています。高齢化の進行は今後も一層そのスピードを速め、戦後の第一次ベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代すべてが65歳以上の高齢者になる平成27年には、高齢者人口が3,378万人（高齢化率26.9%）になるものと予測されています。

わが国の高齢者施策は、昭和38年の老人福祉法の制定に始まり、平成元年に「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」、平成6年に「新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）」を策定し、介護サービス供給体制の整備を推進してきました。また、国民の活力の維持・増進と高齢社会に対応した社会経済システムへの見直しなどを目的に、平成8年には「高齢社会対策大綱」を策定し、平成13年には新たな「高齢社会対策大綱」が策定されました。

平成12年4月から施行された介護保険制度により、それまでの措置から契約への移行、選択と権利の保障、保健・医療・福祉サービスの一体的提供など、高齢者介護のあり方は大きく変わりましたが、この制度も一定の理解と周知が図られ、高齢者を支える仕組みとして定着してきました。このような中、施行5年が経過した平成17年には制度全体の抜本的な見直しが行われました。見直しの視点は「制度の持続可能性」「明るく活力ある超高齢社会の構築」「社会保障の総合化」の3点で、「予防重視型システムへの転換」や「施設給付の見直し」などの内容となっていました。

介護保険制度の改正と平行して医療構造改革の取り組みが行われ、その一環として平成20年4月から老人保健法による保健事業が廃止され、健康増進法による事業や特定健康診査及び特定保健指導に基づく事業、地域支援事業などに分かれました。

本市の高齢者等を取り巻く状況をみると、高齢者人口は平成17年の23,246（国勢調査、高齢化率17.6%）が、平成20年では27,226人（住民基本台帳及び外国人登録による10月1日現在、高齢化率20.5%）で、全国平均を上回るスピードで急速に高齢化が進んでいます。また、世帯の状況では、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯の増加が著しく、平成17年には高齢者世帯の6割を占めています。

このように高齢化が著しい中で、保健事業の枠組みの変化の中での長い高齢期を見通した健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防、地域の中で高齢者の孤立をなくすこと、災害時の避難や安否確認などの安心体制づくりなど、新たな課題への対応を踏まえ、くすのき広域連合の介護保険事業計画との整合を図りつつ、『すべての市民が、健康で生きがいを持った高齢者になる』ことをめざし、「いきいきかどま高齢者プラン2006」を見直し、新たに「いきいきかどま高齢者プラン2009」を策定しました。

## 2 計画の位置づけと性格

### 法的位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画です。なお、前期の計画まで老人保健法に基づく市町村老人保健計画としても策定してきましたが、医療構造改革により、平成20年4月から老人保健法による保健事業が廃止され、その根拠法が失効したため、保健関連分野は「もりぐち・かどま健康21」や「門真市国民健康保険特定健康診査等実施計画」などとの調和を図りながら、生活習慣病の予防や健康づくりなどに重点を置いて記載しています。

### 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画との調和

高齢者保健福祉計画は、高齢者あるいは高齢期に関する施策全般にわたる計画です。したがって、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込んでいます。

介護保険事業は「くすのき広域連合」で実施するため、介護サービスについては、くすのき広域連合で策定される「くすのき広域連合介護保険事業計画」でサービスの種類ごとの量の見込み、当該見込量の確保のための方策等が定められます。

本計画では、高齢者あるいは40歳以上の壮年者の高齢期を見据えた健康づくり、高齢者の生活自立支援、生きがいづくり、防災や防犯、交通安全など、生活全般にわたる施策を包含した計画となっています。

### 他計画との調和

本計画は、高齢者等の保健・医療・福祉の分野に関して、より具体的に取り組み方向を定めるものであることから、「門真市第4次総合計画」を上位計画とし、「門真市第2次障害者計画」等、他計画に基づく事業との整合性を図りながら、的確な事業実施に努めます。



### 3 計画の期間

前期計画の「いきいきかどま高齢者プラン2006」から計画期間を3年間として、介護保険事業計画と一体的に見直しを行うことになりました。このため、本計画の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

なお、前期計画においては、団塊の世代がすべて高齢期を迎える平成27年の高齢者介護の姿を描き、長期視点に立って平成26年度の目標を立てた上で、そこに至る中間段階の位置づけという性格を有していました。そのため、本計画においても、平成26年度の目標を踏まえ、中間段階としての位置づけに変わりはありません。

計画の期間

| 年度<br>計画名                   | 平成<br>12<br>年度 | 平成<br>13<br>年度 | 平成<br>14<br>年度 | 平成<br>15<br>年度 | 平成<br>16<br>年度 | 平成<br>17<br>年度 | 平成<br>18<br>年度 | 平成<br>19<br>年度 | 平成<br>20<br>年度 | 平成<br>21<br>年度 | 平成<br>22<br>年度 | 平成<br>23<br>年度 | 平成<br>24<br>年度 | 平成<br>25<br>年度 | 平成<br>26<br>年度 |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 門真市高齢者<br>保健福祉計画<br>(第1期)   | →              |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 門真市高齢者<br>保健福祉計画<br>(第2期)   |                |                | →              |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 門真市高齢者<br>保健福祉計画<br>(第3期)   |                |                |                |                |                | →              |                |                |                |                |                |                |                |                |                |
| 門真市高齢者<br>保健福祉計画<br>(第4期)   |                |                |                |                |                |                |                |                |                | →              |                |                |                |                |                |
| 門真市高齢者<br>保健福祉計画<br>(第5期予定) |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                |                | →              |                |                |

## 4 基本理念

前期計画を踏襲するとともに、団塊の世代がすべて高齢者となる平成27年度の超高齢社会を見据えて、高齢者のみを対象とする計画ではなく、市民が主体的にそれぞれの年代に応じた生活の質を向上できるよう公的にサポートし、『すべての市民が、健康で生きがいを持った高齢者になる』ことを基本理念としています。

## 5 計画の基本視点

### 人権の尊重

認知症など判断能力が衰えたり、心身の機能低下などにより介護を要する状態になっても、家庭や施設、地域などにあって、ひとりの人間として尊厳を損なわれることのないよう、また、サービスの利用や財産管理など権利が擁護されるよう、高齢者をはじめすべての市民の人権を尊重する人権文化のいきづく計画としていきます。

### 総合的な介護予防対策の推進

高齢化の進行が一層スピードを増す中で、寝たきり等の介護が必要な状態に陥らないよう、生活習慣病の予防など若いうちからの健康づくりの推進が重要です。

そのため、「もりぐち・かどま健康21」や特定健康診査・保健指導に基づき、関係機関や地域団体等との連携を図り、適切かつ効果的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるとともに、介護保険事業で実施される介護予防サービス等の効果的な推進を図ります。

### 住み慣れた地域での自立した生活の支援

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える医療や介護、福祉、住まい等の総合的な地域ケア体制の整備が重要です。

そのため、地域包括支援センターを総合相談窓口の拠点として、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、民生委員・児童委員や校区福祉委員会、自治会、ボランティア・NPO等の連携による見守りや支援など、支援を必要とする高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みの構築を進めていきます。

## セーフティネットの構築

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、徘徊高齢者の事故の防止や対応、虐待の防止と対応などの充実が必要です。

また、援護を必要とする高齢者の災害時の避難や安否確認、虚弱なひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応、振り込め詐欺や悪質商法による被害の防止なども重要な課題となっていて、住み慣れた地域の中で高齢者が安心して生活できる地域での支え合いや助け合いのきめ細かなネットワークの構築に努めていきます。

## 高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりの推進

高齢化の中で元気な高齢者の増加も見込まれ、明るく活力ある高齢社会とするためにも、高齢者の豊富な知識や経験等を生かして積極的に社会参加することにより、生きがいに満ちた生活を続けていくことが求められます。

高齢者のニーズに対応し、学習や文化、スポーツ、世代間交流、ボランティアやNPO活動、就労など、様々な分野への参加機会を拡大するための条件整備に努め、「活動的な85歳」の実現をめざしていきます。

## 6 計画の策定体制

### 計画策定体制

「いきいきかどま高齢者プラン2009 - 門真市高齢者保健福祉計画 - 」の策定にあたっては、保健・福祉の分野をはじめ生涯学習、教育、住宅、まちづくり等関連分野の施策との連携が重要です。そのため、庁内組織として、関連部局の参画を得て「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

また、本計画を策定するにあたり、幅広く意見を求めるため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域組織代表、公募による市民代表等で構成される「門真市高齢者保健福祉計画策定懇話会」を設置しました。

### 実態調査の実施

計画策定の基礎となる高齢者等の生活の様子やニーズを把握するため、市内に住む40～64歳の人に対するアンケート調査を実施しました。

また、65歳以上の要介護等認定を受けていない高齢者については、くすのき広域連合において実施したアンケート調査の結果を活用しました。

アンケート調査の概要

| 項目            | 若年者一般調査<br>(40～64歳) | 高齢者一般調査<br>(65歳以上) |
|---------------|---------------------|--------------------|
| 調査基準日         | 平成20年7月15日          | 平成20年8月1日          |
| 調査期間          | 平成20年8月1日～8月15日     | 平成20年8月15日～9月1日    |
| 調査方法          | 郵送                  | 郵送                 |
| 調査客体数(発送調査票数) | 1,500               | 1,547              |
| 回答調査票数        | 678                 | 747                |
| 無効調査票数        | 0                   | 0                  |
| 有効調査票数        | 678                 | 747                |
| 回収率( / )      | 45.2%               | 48.3%              |
| 有効回収率( / )    | 45.2%               | 48.3%              |

### 住民懇談会（高齢者元気UP懇談会）の実施

「住み慣れた地域で高齢期をいきいきとくらすため、みんなの知恵とエネルギーを出し合いましょう！！」をテーマに、住民の方から現状や課題、提案などをお聞きするため、

民生委員児童委員や主任児童委員、公募の市民などによる高齢期元気UP懇談会をワークショップ方式で開催しました。概要については以下のとおりです。また、話し合われた内容については、資料編 頁「5 高齢者元気UP懇談会」を参照ください。

高齢者元気UP懇談会の開催概要

| 項 目                      | 内 容  |
|--------------------------|--|
| 第1回懇談会<br>平成20年12月12日(金) | <p>テ - マ:「高齢期を元気で安心して過ごすための課題探し」<br/>参加者数:9人</p> <p>ワ - ク:「門真市の高齢者を取り巻く現況」の説明<br/>ワークショップの進め方の説明<br/>「健康づくり」「生きがいづくり」「安心な暮らしづくり」などの分野で「地域で取り組みができていないこと」「まだ取り組めていないことやその原因・理由など」について、個人・グループワークと発表</p>                     |
| 第2回懇談会<br>平成21年1月17日(土)  | <p>テ - マ:「高齢期を元気で安心して過ごすための提案」<br/>参加者数:17人</p> <p>ワ - ク: 第1回目のまとめの報告<br/>ワークショップの進め方の説明<br/>「健康づくり」「生きがいづくり」「安心な暮らしづくり」などの分野で「地域で取り組みができること」「その場合の課題や条件」について、個人・グループワークと発表…第1回の結果を踏まえながらも、新しい参加者が多かったため課題など再度出し合いました。</p> |

## パブリックコメント

本計画について広く市民の意見をお聴きするため、平成21年3月6日(金)から25日(水)まで、計画(素案)について市ホームページへ掲載するとともに、健康福祉部健康福祉総務課及び情報コーナーでの閲覧により、意見等を募集しました。

## 第2章 高齢者等を取り巻く現状



## 1 人口・世帯の状況

### (1) 人口・世帯の構造

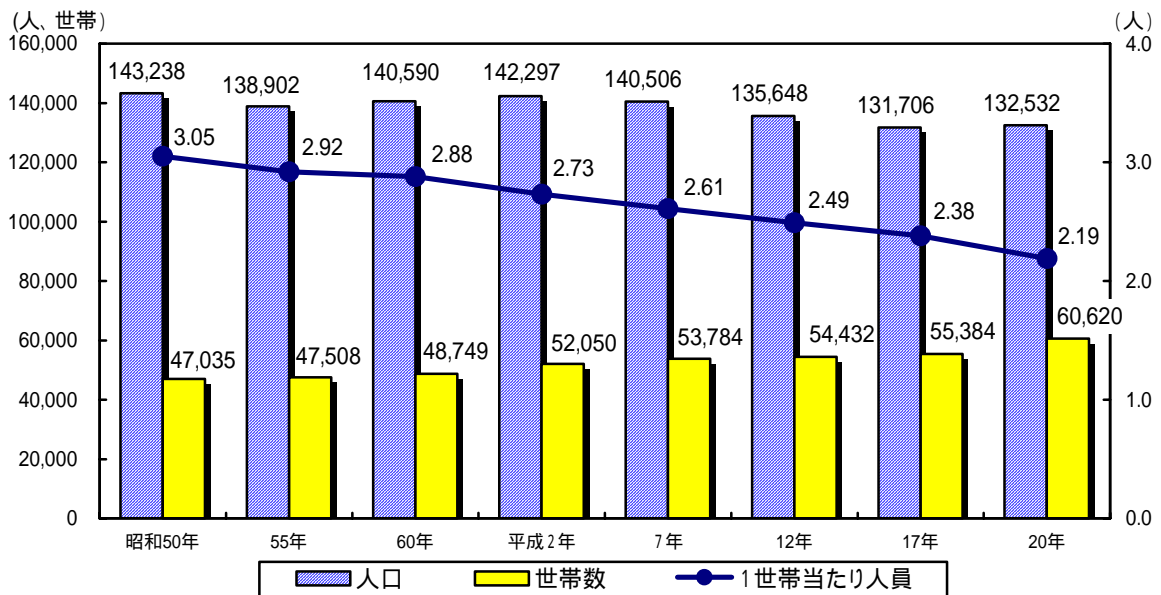
#### 総人口・総世帯数の推移

門真市の総人口を国勢調査で見ると、昭和30年前後から増加が著しくなり、特に昭和40年には5年間で178.2%と全国一の増加率を示したように、経済の高度成長期大阪都市圏への人口集中の影響を受けて大きく増加しました。昭和50年には143,238人でピークとなりましたが、昭和55年には138,902人と減少し、その後は平成2年まで増加傾向を示したものの、以後は減少傾向を示し、平成17年には131,706人となっています。また、住民基本台帳及び外国人登録による平成20年10月1日現在の総人口は、132,532人となっています。

総世帯数は総人口とは異なり、増加の一途をたどり、昭和60年の48,749世帯が平成17年には55,384世帯となっています。また、平成20年10月1日現在では60,620世帯となっています。

1世帯当たり人員は昭和60年の2.88人が平成17年には2.38人となり、平成20年では2.19人と世帯規模の縮小がさらに進んでいます。

門真市の総人口・総世帯数の推移



資料：平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）  
平成20年は住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）



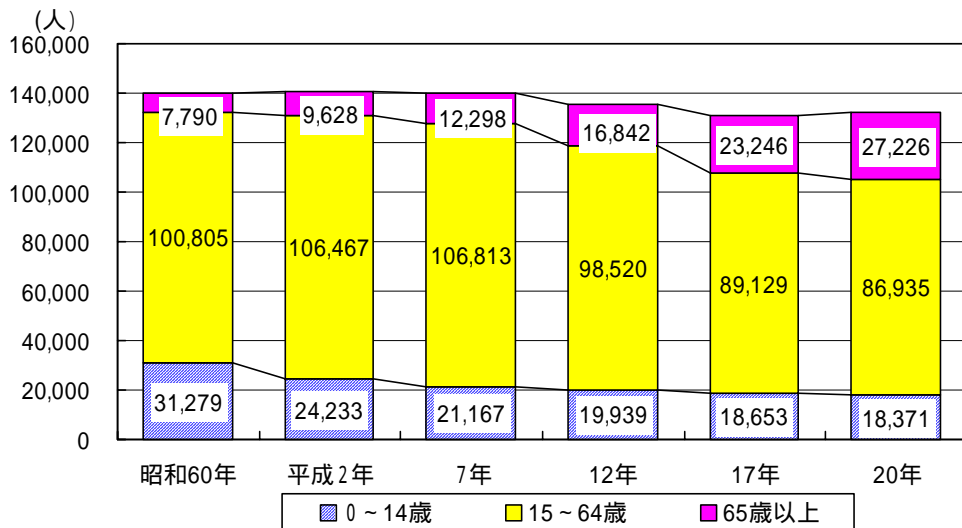
## 年齢3区分別人口

0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口は昭和60年の31,279人が、平成17年には18,653人にまで減少し、平成20年の住民基本台帳及び外国人登録人口でも18,371人とわずかながらも減少しています。

15～64歳の生産年齢人口は、平成7年がピークで106,813人となっていました。以後は減少を続け、平成17年には89,129人に、また、平成20年には86,935人とさらに減少しています。

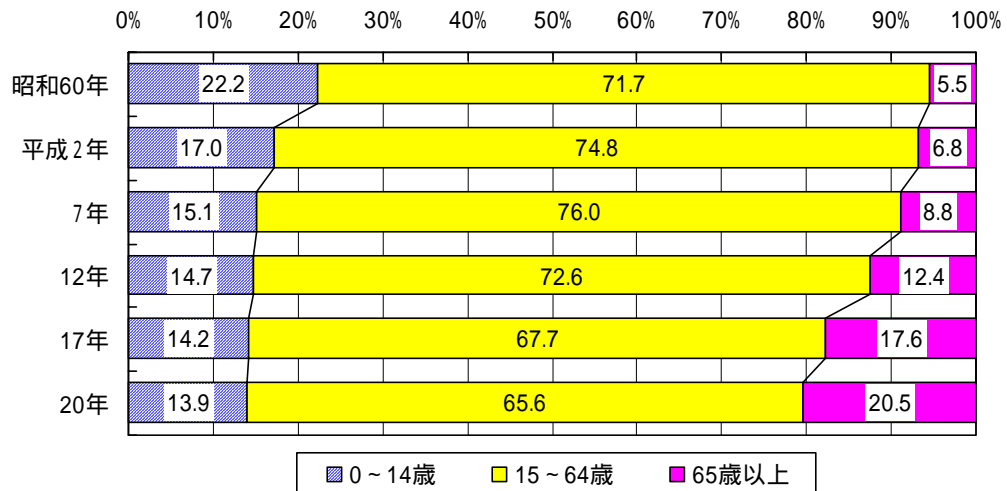
一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和60年には7,790人で、年少人口の4分の1にすぎませんでしたが、増加の一途をたどり平成17年には23,246人となり、年少人口を超えています。また、平成20年には27,226人とさらに増加しています。

年齢3区分別人口



資料:平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)  
平成20年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

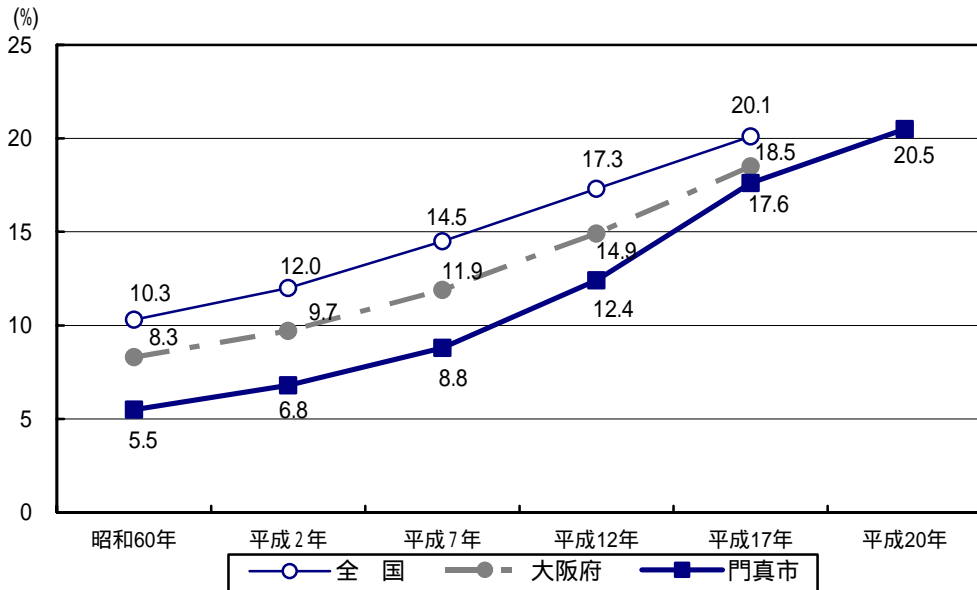
年齢3区分別人口構成



## 高齢化率の推移

国勢調査による門真市の高齢化率（65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合）は、大阪府及び全国と比較すると、依然として下回る水準で推移していますが、平成7年までは大阪府に比べて3ポイント程度低く推移していたのが、平成17年ではその差が0.9ポイントに縮小し、大阪府平均や全国平均を上回るスピードで、高齢化が急速に進行しています。

高齢化率の推移



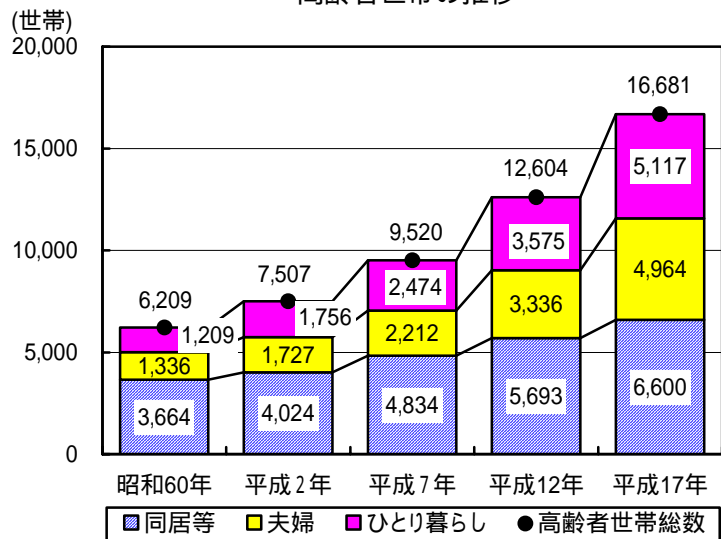
資料:平成17年までは国勢調査(各年10月1日現在)  
門真市の平成20年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

## 高齢者世帯の推移

門真市の高齢者世帯(65歳以上の高齢者がいる世帯)の推移を国勢調査で見ると、昭和60年の6,209世帯から平成17年には16,681世帯と1.7倍に増加し、市全体の総世帯総数の伸びの1.1倍を大きく上回っています。

高齢者世帯の総世帯に占める比率は、昭和60年の12.7%から平成17年には30.1%に上昇しています。

高齢者世帯の推移



資料:各年国勢調査

### 高齢者世帯の推移

| 世帯区分       | 年次 | 昭和60年  | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| ひとり暮らし(世帯) |    | 1,209  | 1,756  | 2,474  | 3,575  | 5,117  |
| 比 率 (%)    |    | 2.5    | 3.4    | 4.6    | 6.6    | 9.2    |
|            |    | 19.5   | 23.4   | 26.0   | 28.4   | 30.7   |
| 夫婦世帯 (世帯)  |    | 1,336  | 1,727  | 2,212  | 3,336  | 4,964  |
| 比 率 (%)    |    | 2.7    | 3.3    | 4.1    | 6.1    | 9.0    |
|            |    | 21.5   | 23.0   | 23.2   | 26.5   | 29.8   |
| 高齢者世帯(世帯)  |    | 6,209  | 7,507  | 9,520  | 12,604 | 16,681 |
| 比 率 (%)    |    | 12.7   | 14.4   | 17.7   | 23.2   | 30.1   |
| 総世帯数 (世帯)  |    | 48,749 | 52,050 | 53,784 | 54,432 | 55,384 |

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

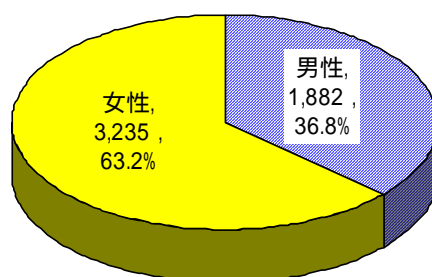
注)ひとり暮らし及び夫婦世帯の比率で、上段は総世帯数に占める比率で、下段は高齢者世帯に占める比率。夫婦世帯は、どちらかが65歳以上の世帯

世帯分離などにより、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯の増加も著しく、両者を合わせた世帯は、昭和60年の2,545世帯から平成17年には10,081世帯と4倍になっています。

これらひとり暮らしや夫婦世帯の高齢者世帯総数に占める比率は、昭和60年の41.0%から平成17年には60.5%と上昇し、高齢者世帯の6割を占めています。なお、平成17年の大阪府平均は60.4%で、門真市は大阪府平均と同程度となっています。

また、平成17年のひとり暮らし高齢者世帯は、男性が36.8%、女性が63.2%で、女性が6割を超えています。なお、大阪府平均は、男性が30.6%、女性が69.4%で、門真市は男性のひとり暮らし高齢者率が6.2ポイント高くなっています。

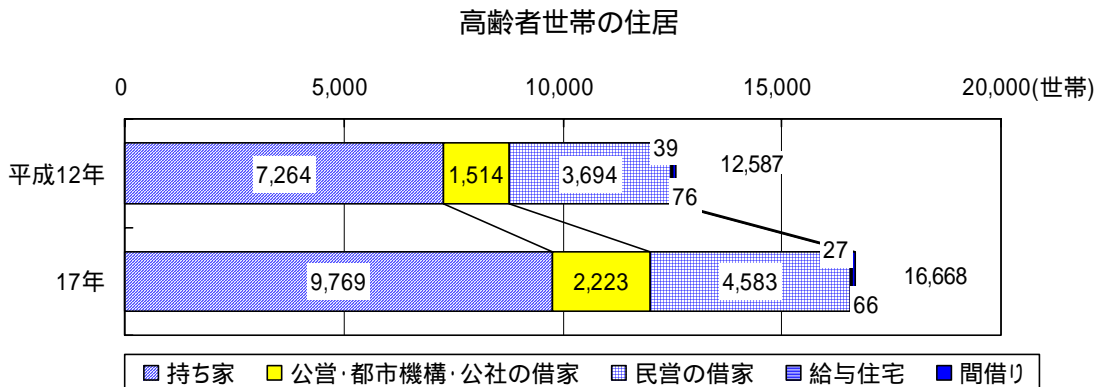
### ひとり暮らし高齢者の性別構成



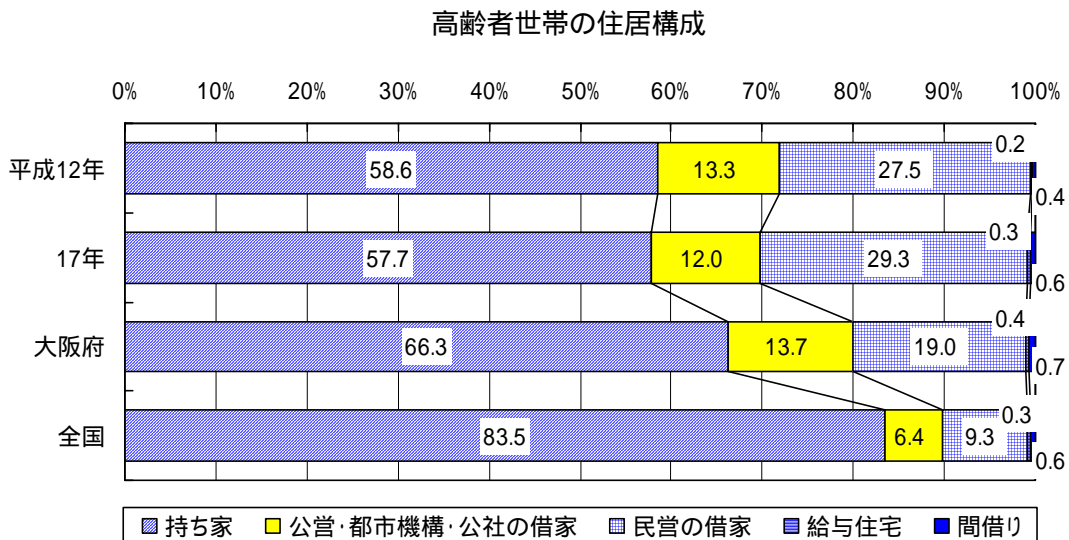
## (2) 高齢者世帯の住居の状況

住宅に住む高齢者の一般世数は、平成12年には12,587世帯でしたが、平成17年には16,668世帯と1.3倍に増加しています。平成17年の住居の種類別構成比でみると、「持ち家」が57.7%、「公営・都市機構・公社の借家」が12.0%、「民営の借家」が29.3%、「給与住宅」が0.3%、「間借り」が0.6%で、平成12年に比べて「持ち家」や「公営・都市機構・公社の借家」がわずかながら低下し、一方、「民営の借家」がわずかながら上昇しています。

平成17年の住居構成について、大阪府及び全国と比較すると、門真市は「持ち家」率が低く、「民営の借家」率が高くなっています。



資料: 国勢調査



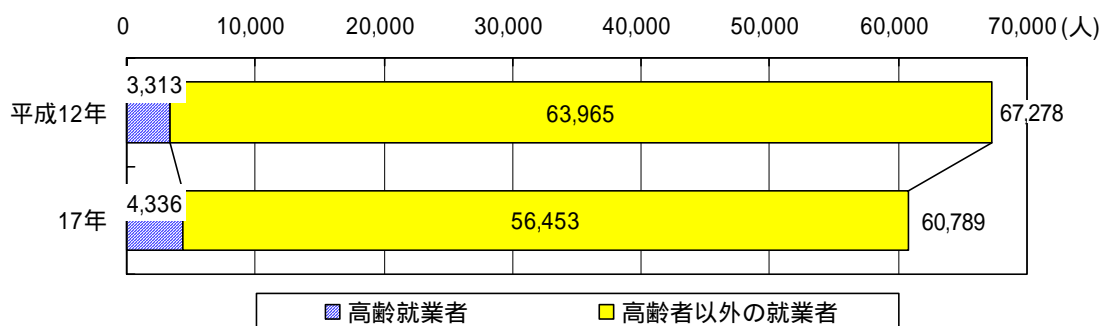
### (3) 高齢者の就業の状況

平成17年の15歳以上の就業者60,789人のうち、65歳以上は4,336人で、就業者総数に占める割合は7.1%、65歳以上の高齢者人口23,246人の18.7%となっています。

平成12年に比べて就業者数は増加したものの、高齢者人口に対する就業者率は19.7%から1.0ポイント低下しています。

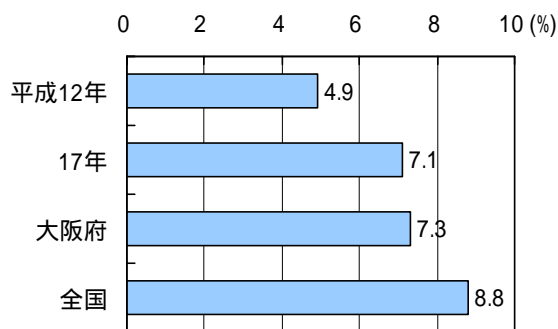
また、就業者総数に占める割合は、大阪府の7.3%と同程度ですが、全国の8.8%よりも低くなっています。また、高齢者人口に対する就業者率は、大阪府の17.7%よりも1.0ポイント高く、全国の21.1%よりも1.4ポイント低くなっています。

高齢者の就業の状況

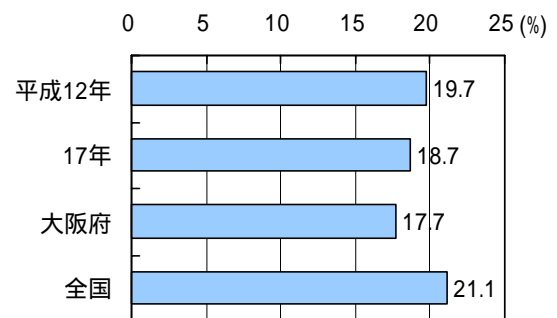


資料: 国勢調査

高齢就業者数の就業者総数に占める割合



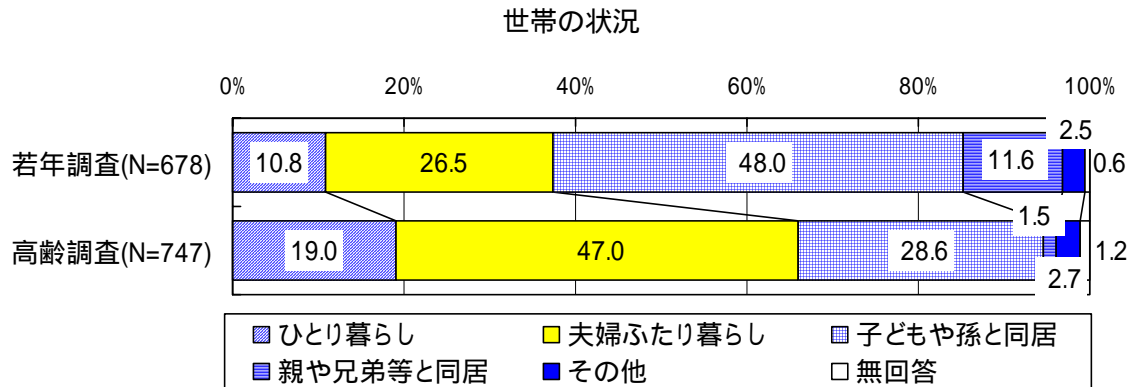
高齢就業者の高齢者人口に占める割合



## 2 高齢者等の生活とニーズ

### 世帯の状況

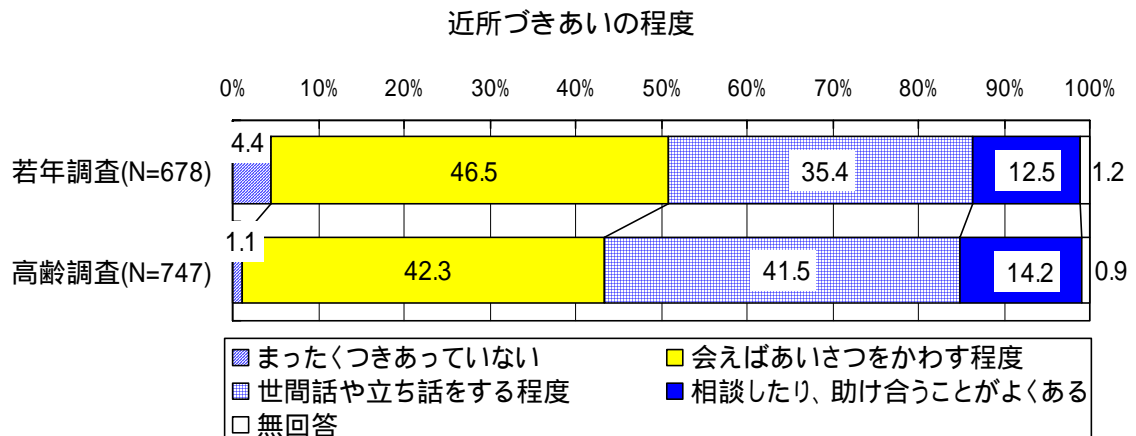
若年は、「子どもや孫と同居」の率が48.0%で最も高く、高齢は「夫婦ふたり暮らし」が47.0%で最も高くなっています。また、「ひとり暮らし」が若年で10.8%、高齢では19.0%と8.2ポイントも高くなっています。



### 近所づきあいの程度

両調査共に、「会えばあいさつをかわす程度」が最も高く、若年が46.5%、高齢が42.3%となっています。また、高齢では、「世間話や立ち話をする程度」が41.5%で、あいさつ程度と大差ありません。

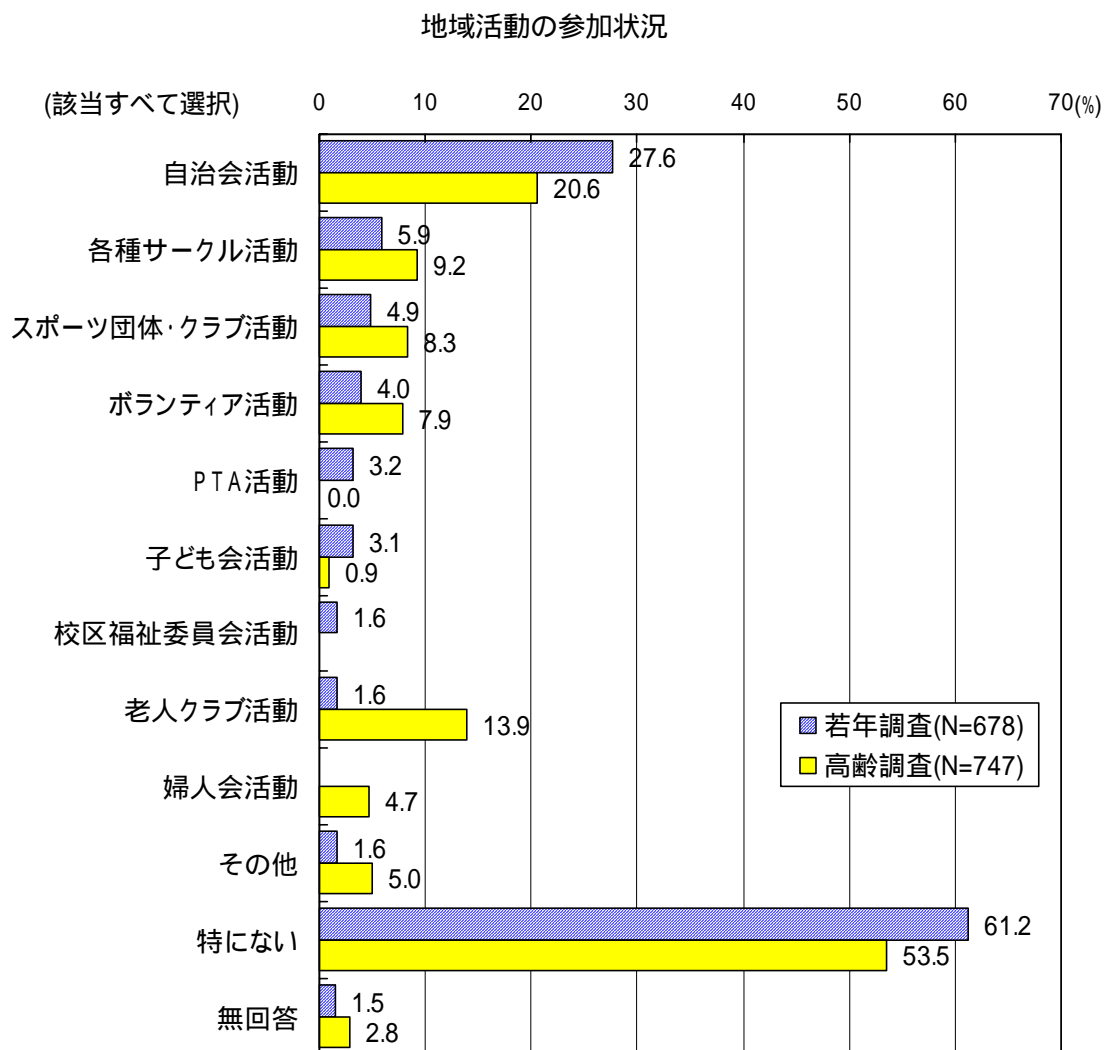
一方、「まったくつきあっていない」が、若年は4.4%、高齢は1.1%で、若年は高齢の4倍となっています。



## 地域活動の参加状況

地域活動への参加率は、「特にない」及び無回答を除いて、若年が37.3%、高齢43.7%で、高齢が6.4ポイント高くなっています。参加している中では、両調査共に「自治会活動」が最も高く、若年が27.6%、高齢が20.6%となっています。若年はこれ以外は10%を割って参加率が低い状況です。

高齢は、次いで「老人クラブ活動」が13.9%、「各種サークル活動」が9.2%、「スポーツ団体・クラブ活動」が8.3%、「ボランティア活動」が7.9%など、分散しています。



注)若年調査では「婦人会活動」の選択肢がなく、高齢調査では「校区福祉委員会活動」の選択肢なし

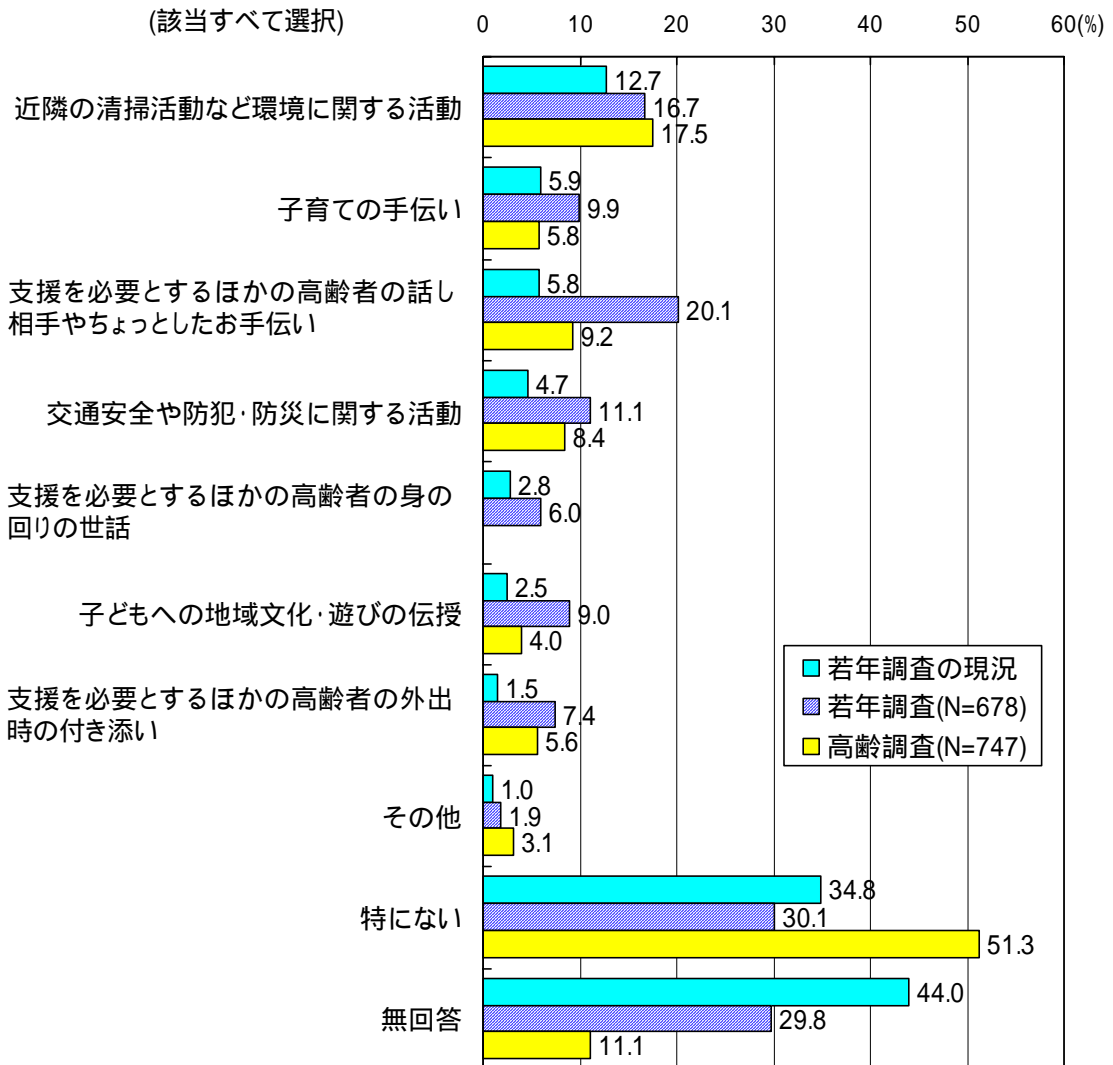
### 今後やってみたい社会貢献・ボランティア活動

若年で、社会貢献・ボランティア活動を現在行っている率は21.2%で、地域活動の参加状況の4.0%のおよそ5倍となっています。その中では「近隣の清掃活動など環境に関する活動」が12.7%で最も高く、ほかは10%を割って分散しています。

今後やってみたい社会貢献・ボランティア活動を挙げた人は、「特にない」及び無回答を除くと、若年が40.1%、高齢が37.6%で、大差ありません。若年はどの活動も現在の参加率よりも高い希望で、特に「支援を必要とするほかの高齢者の話し相手やちょっとしたお手伝い」は20.1%と5人に1人の割合で希望があります。

高齢は、「近隣の清掃活動など環境に関する活動」が17.5%で最も高くなっています。

今後やってみたい社会貢献・ボランティア活動

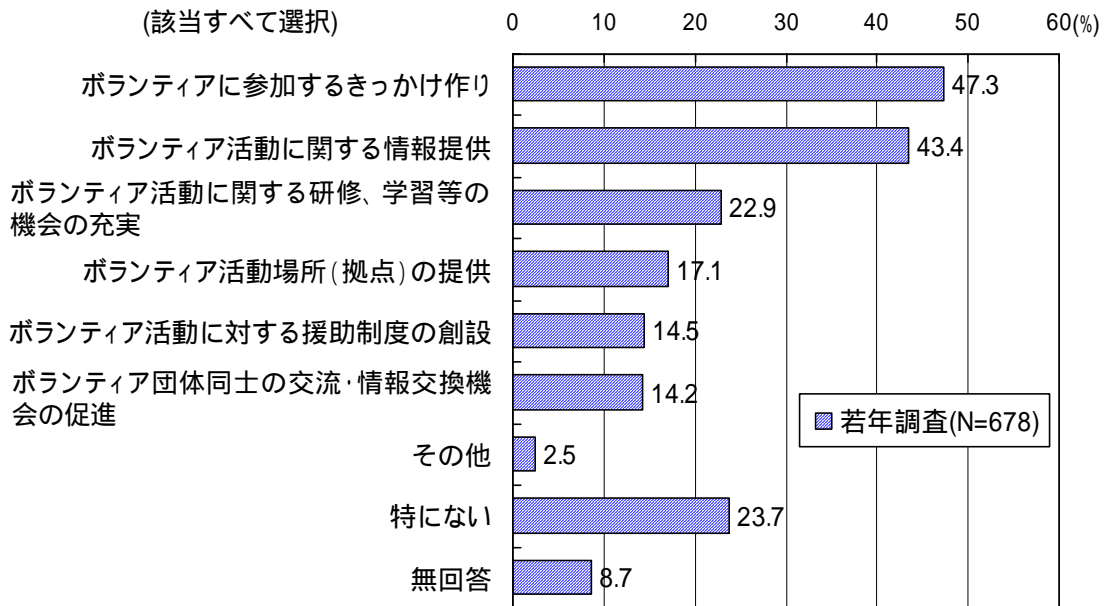


注)若年調査は、現在している活動も聞いています。また、「支援を必要とするほかの高齢者の身の回りの世話」は若年調査のみ



ボランティア活動をするために必要なことについて若年では調査していますが、「ボランティアに参加するきっかけ作り」が47.3%で最も高く、次いで「ボランティア活動に関する情報提供」が43.4%、「ボランティアに関する研修、学習等の機会の充実」などで、今後、団塊の世代等の退職が進むに伴い、参加したい意欲を実践に結びつけられるような仕組みが必要です。

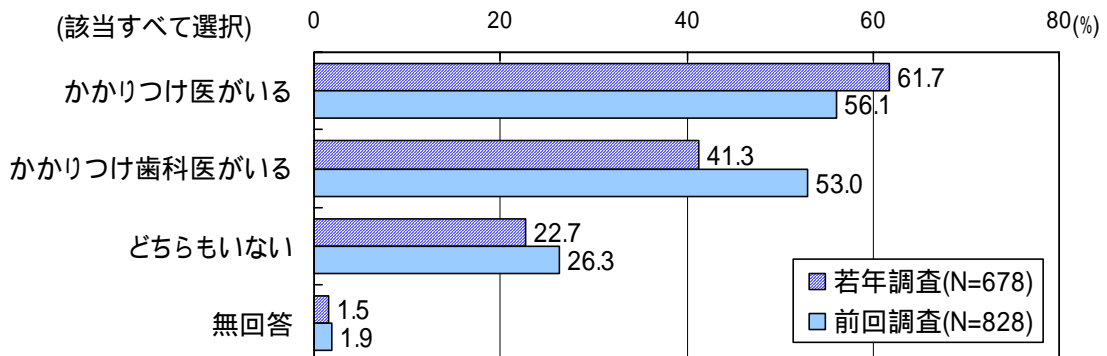
ボランティア活動をするために必要なこと（若年調査）



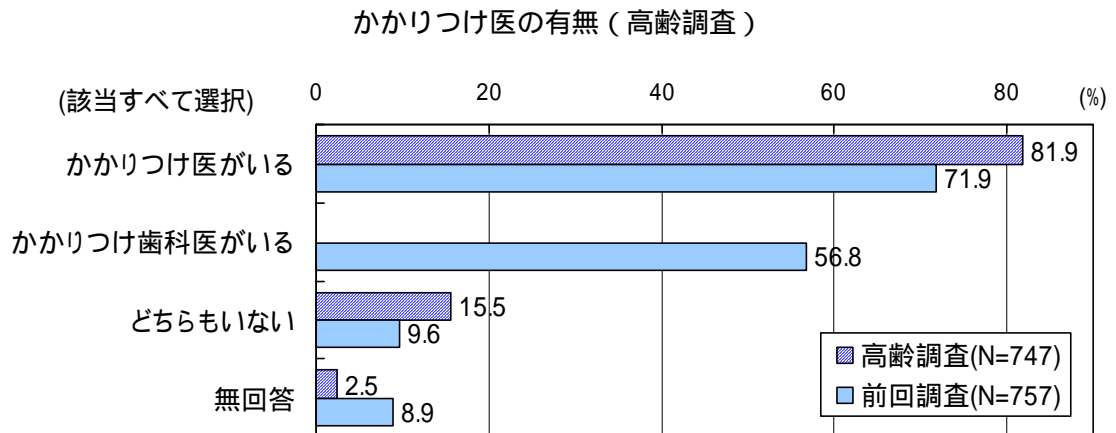
### かかりつけ医の有無

若年は、「かかりつけ医がいる」率が前回調査（平成17年8月実施。以下同様）よりも5.6ポイント高くなりましたが、「かかりつけ歯科医がいる」は11.7ポイントも低下しています。

かかりつけ医の有無（若年調査）



高齢は、かかりつけ医のみの質問で、「かかりつけ医がいる」率は81.9%で、前回よりも10.0ポイントも高くなっています。



注)今回調査では、かかりつけ医についてのみの質問

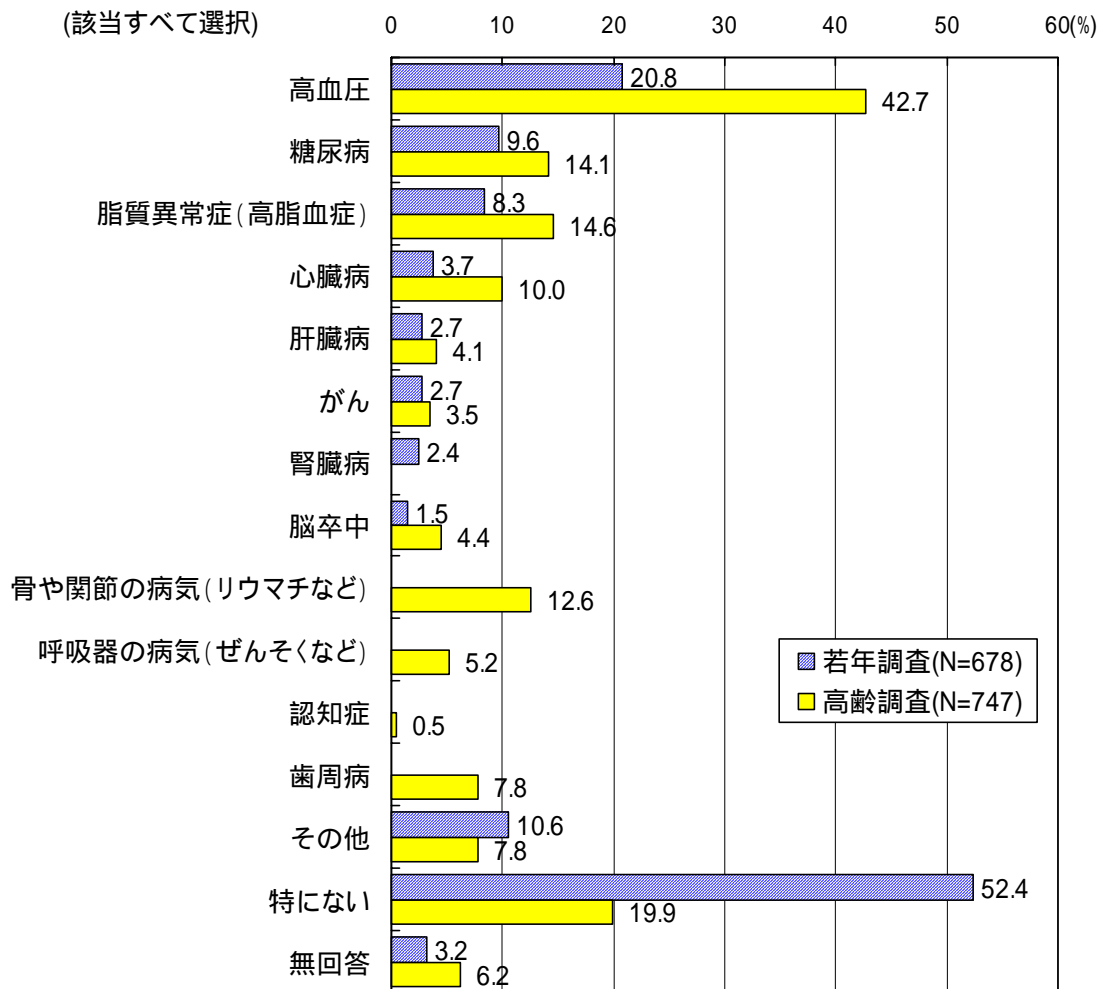
### 治療が必要な病気

治療が必要な病気がある率は、若年が44.4%、高齢が73.9%で、高齢になると有病率がおおよそ30ポイントも高くなっています。

若年では、「高血圧」が第1位で、20.8%とおおよそ5人に1人の割合となっています。次いで「糖尿病」が9.6%、「脂質異常症（高脂血症）」が8.3%などと続きます。

高齢も「高血圧」が第1位で、42.7%と若年の2倍となっています。次いで「脂質異常症（高脂血症）」が14.6%、「糖尿病」が14.1%、「骨や関節の病気（リウマチなど）」が12.6%、「心臓病」が10.0%、「歯周病」が7.8%などで、生活習慣病が上位を占めます。寝たきりなど介護予防のためにも、若年から生活習慣病の予防や健康づくりを積極的に行う必要があります。

## 治療が必要な病気



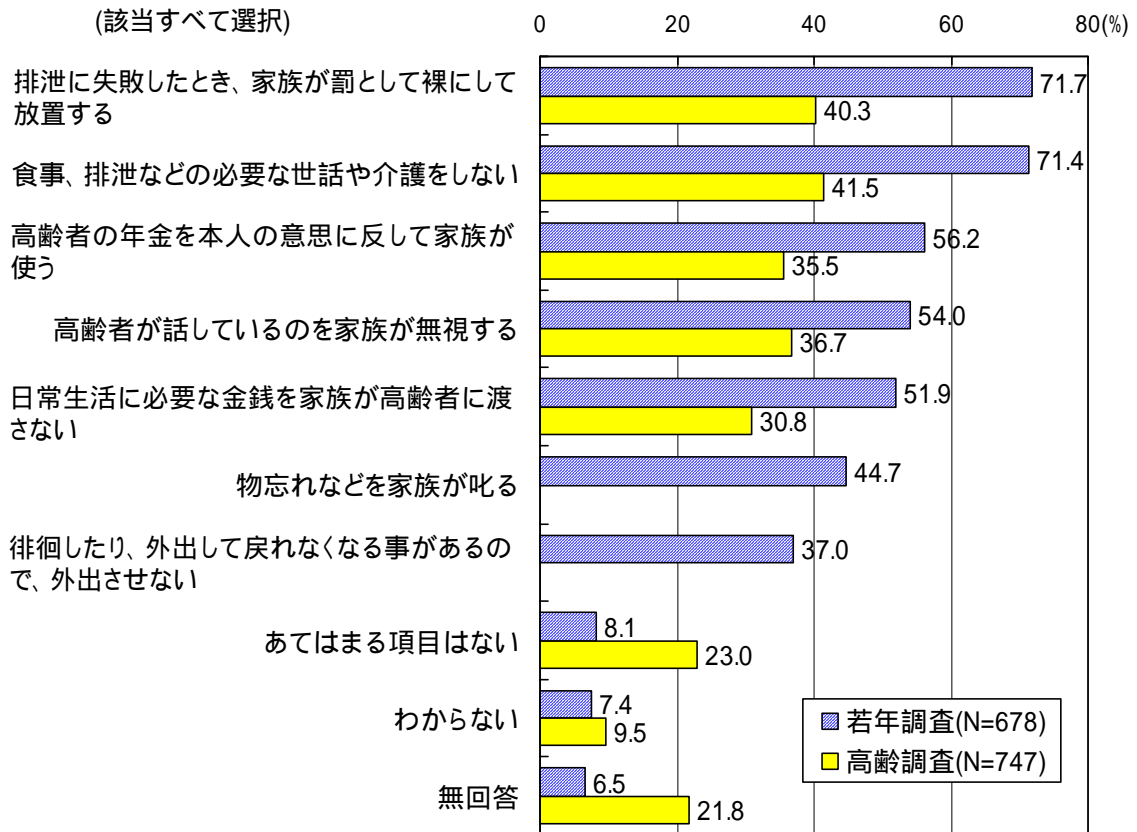
注)「脳卒中」は高齢調査では「脳血管の病気(脳梗塞等)」になっています。また、「骨や関節の病気(リウマチなど)」や「呼吸器の病気(ぜんそくなど)」「認知症」「歯周病」は高齢調査のみ

## 高齢者虐待にあてはまるもの

若年では、「排泄に失敗したとき、家族が罰として裸にして放置する」の71.7%や「食事、排泄などの必要な世話や介護をしない」の71.4%が同程度で認識が高く、次いで「高齢者の年金を本人の意思に反して家族が使う」が56.2%、「高齢者が話しているのを家族が無視する」が54.0%、「日常生活に必要な金銭を家族が行為者に渡さない」が51.9%などとなっています。

高齢では、無回答が21.8%、「あてはまる項目はない」が23.0%と高いため、若年に比べて各項目の率が低くなっています。その中では、「食事、排泄などの必要な世話や介護をしない」の41.5%や「排泄に失敗したとき、家族が罰として裸にして放置する」の40.3%が、若年と同様に高くなっています。

高齢者虐待にあてはまるもの

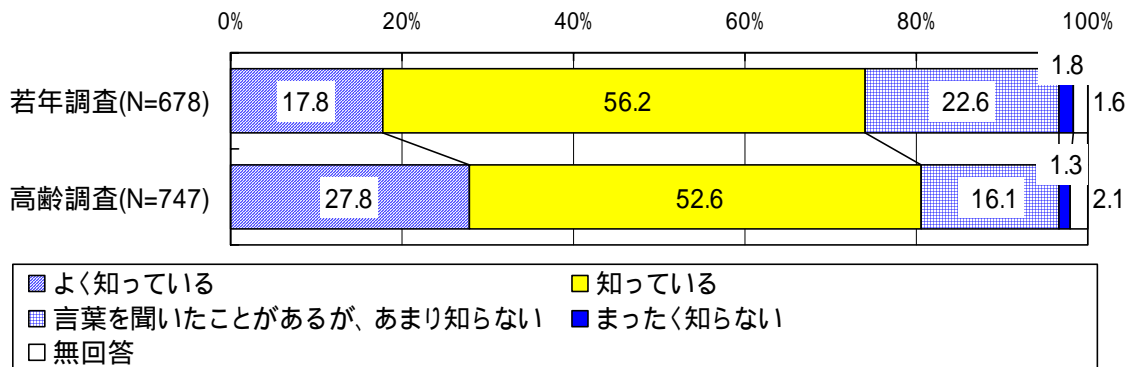


注)「物忘れなど家族が叱る」や「徘徊したり、外出して戻れなくなる事があるので、外出させない」は若年調査のみの選択肢

認知症について

認知症について、「よく知っている」は若年が17.8%、高齢が27.8%で、高齢が10ポイント高くなっています。また、「知っている」を合わせた認知率は、若年が74.0%、高齢が80.4%となっています。

認知症の認知度

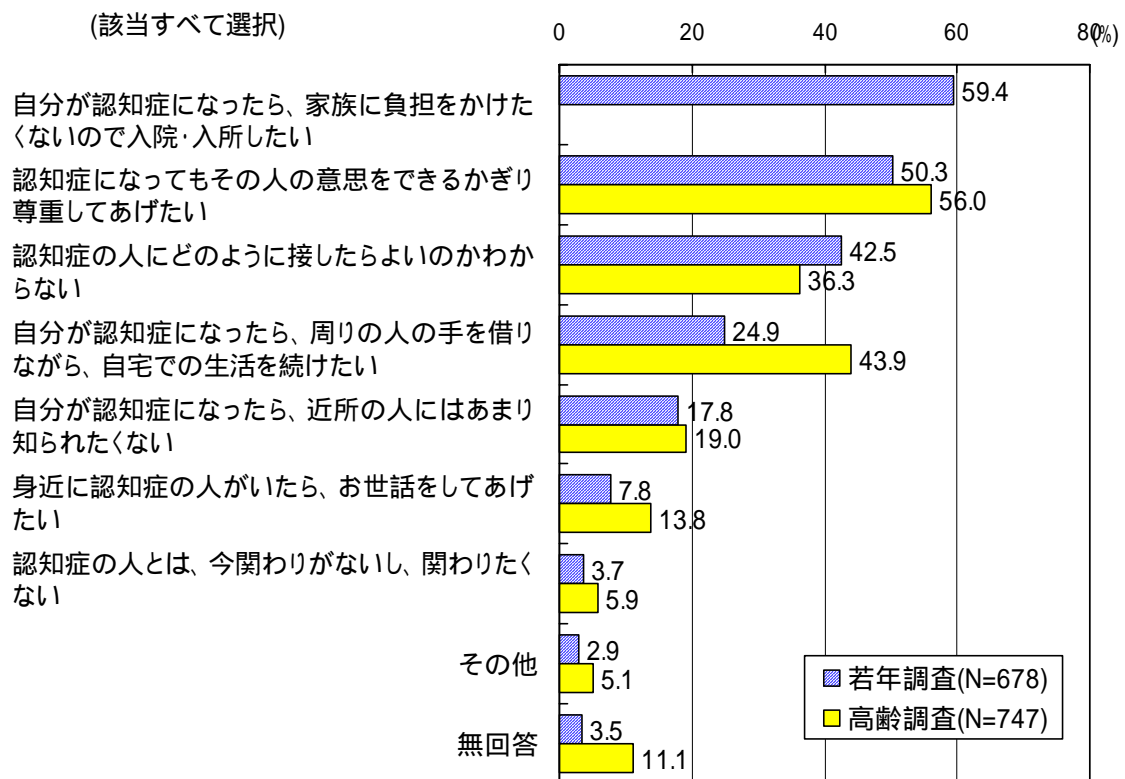


認知症、あるいは認知症の人に対しては、若年の場合、「自分が認知症になったら、家族に負担をかけたくないので、入院・入所したい」が59.4%で最も高く、次いで「認知症になってもその人の意思をできるかぎり尊重してあげたい」が50.3%などとなっています。

高齢の場合、「自分が認知症になったら、家族に負担をかけたくないので、入院・入所したい」の選択肢がなく、「認知症になってもその人の意思をできるかぎり尊重してあげたい」が56.0%で最も高くなっています。次いで「自分が認知症になったら、周りの人の手を借りながら、自宅での生活を続けたい」が43.9%で、若年の24.9%よりも19.0ポイントも高くなっています。

また、「認知症の人とどのように接したらよいかわからない」が若年で42.5%、高齢で36.3%となっていて、認知症についての周知をより一層進める必要があります。

### 認知症、あるいは認知症の人に対する考え



注)「自分が認知症になったら、家族に負担をかけたくないので入院・入所したい」は若年調査のみの選択肢

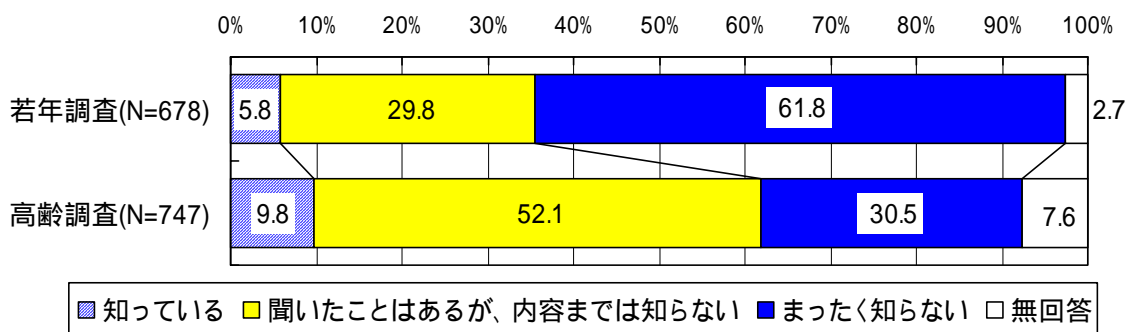
## 権利擁護について

「日常生活自立支援事業」について、「知っている」は若年が5.8%、高齢でも9.8%と低い状況です。「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせても、若年で35.6%、高齢で61.9%となっています。

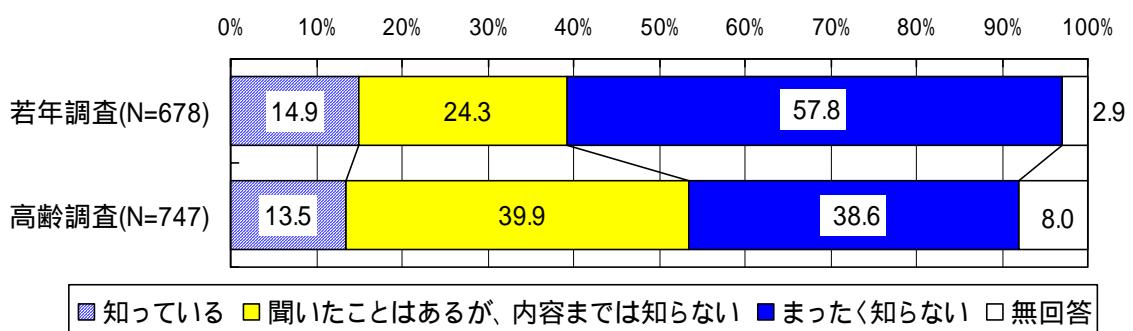
成年後見制度について、「知っている」は若年が14.9%、高齢が13.5%で、「日常生活自立支援事業」よりも認知度が高くなっています。しかし、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせても、若年で39.2%、高齢で53.4%で、若年は「日常生活自立支援事業」よりも若干高くなっていますが、高齢は低い状況です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加も予測されている中で、適切なサービスの利用や財産管理等高齢者の権利を擁護するこれら事業について、より一層周知を図る必要があります。

「日常生活自立支援事業」の認知度



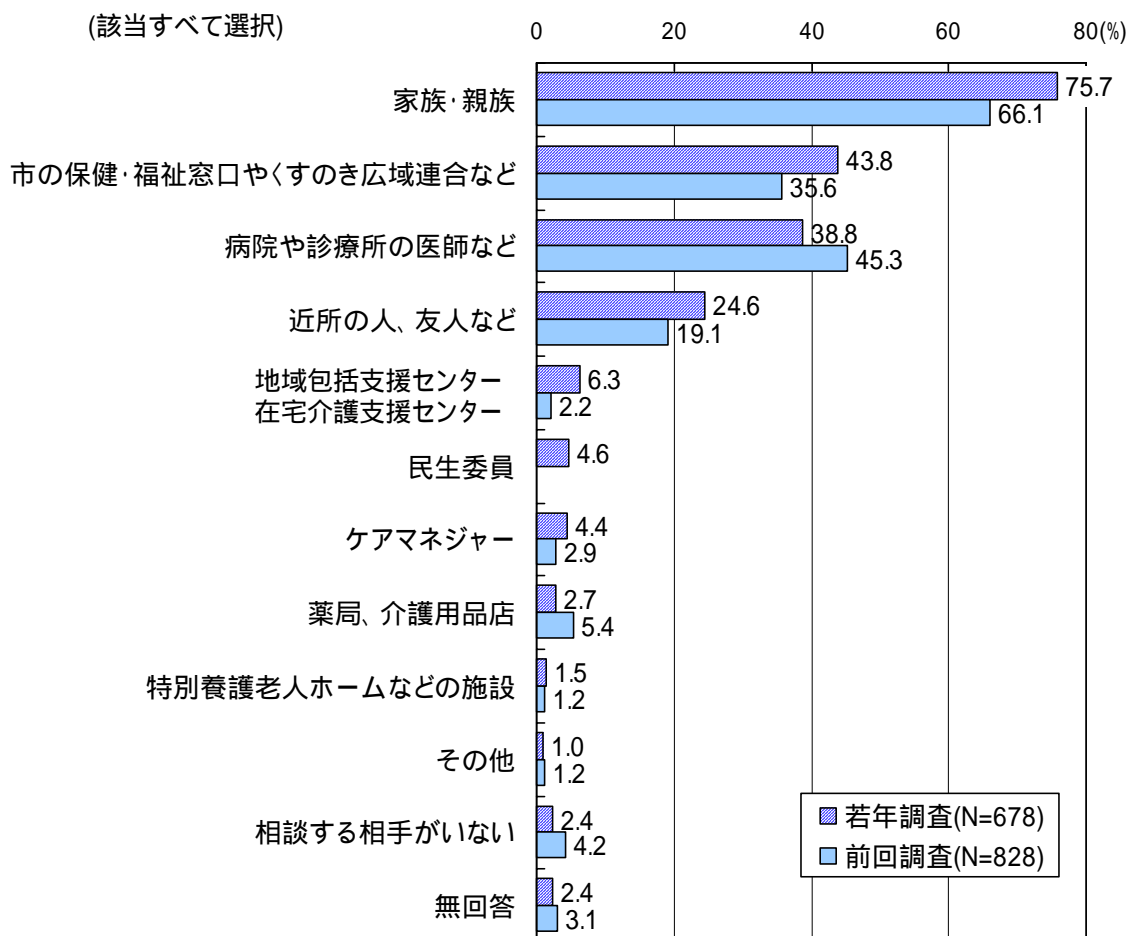
「成年後見制度」の認知度



## 健康や福祉で困ったときの相談先

若年では、「家族・親族」が75.7%で第1位、次いで「市の保健・福祉窓口やくすのき広域連合など」が43.8%、「病院や診療所の医師など」が38.8%、「近所の人、友人など」が24.6%などで、「病院や診療所の医師など」以外はこれらの率が前回調査よりも高くなっています。また、「地域包括支援センター」は平成18年度から新たに創設されましたが、6.3%で、それまでの在宅介護支援センターの2.2%よりも高くなっています。

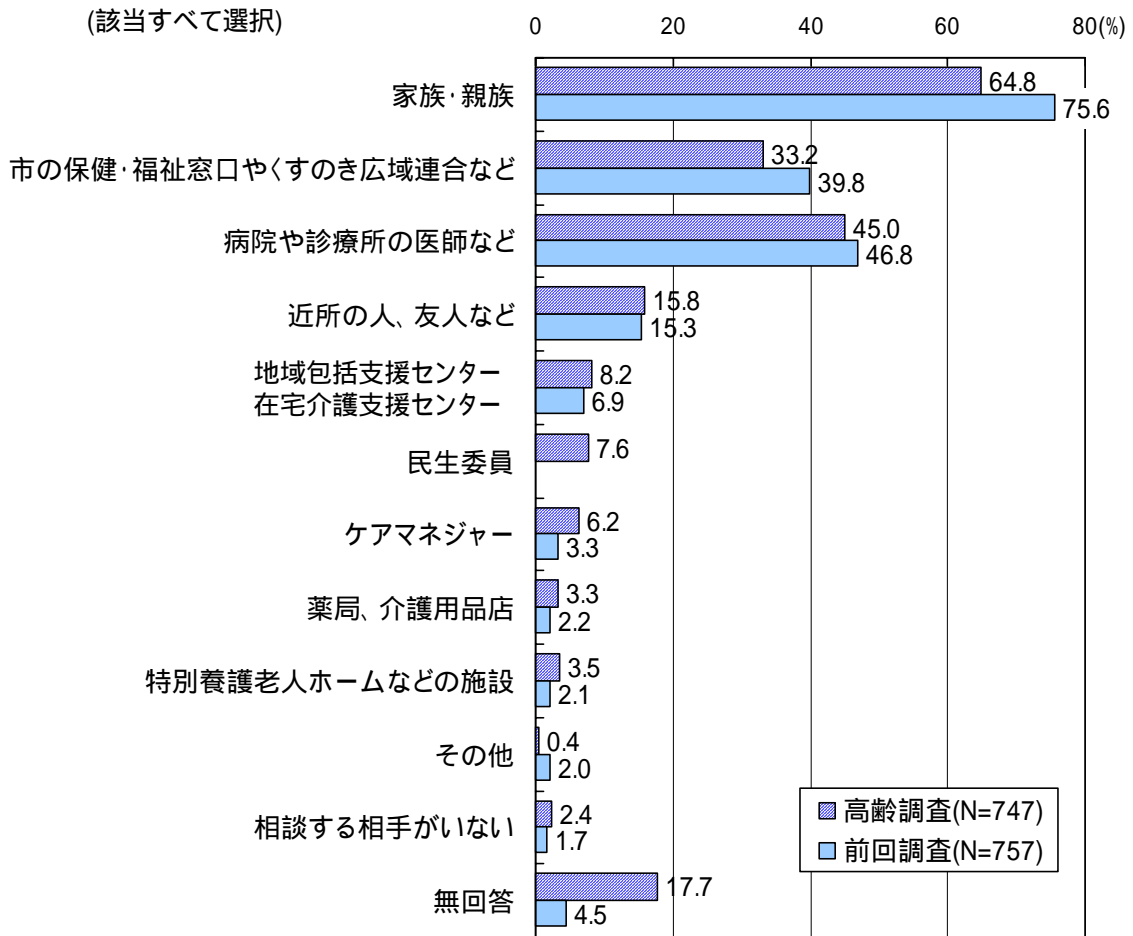
健康や福祉で困ったときの相談先（若年調査）



注) 前回は「民生委員」は「民生委員児童委員、近所の人、友人など」に含めていました。  
「地域包括支援センター」は今回の選択肢で、前回は「在宅介護支援センター」で質問

高齢も「家族・親族」が64.8%で第1位ですが、前回調査よりも10.8ポイント低下しています。ほかにも「市の保健・福祉窓口やくすのき広域連合など」が前回調査よりも低くなっていますが、無回答が前回調査の4.5%から17.7%に上がったことにもよるものと思われます。「地域包括支援センター」は8.2%で、前回調査の「在宅介護支援センター」の6.9%よりもわずかながら高くなっています。

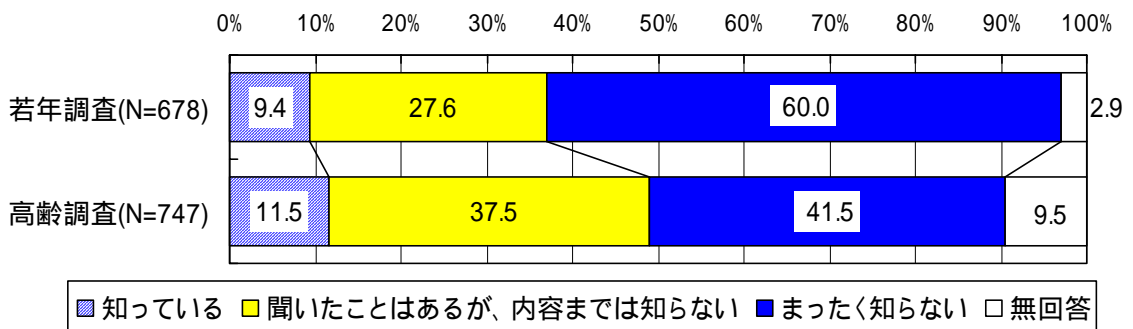
健康や福祉で困ったときの相談先（高齢調査）



注) 前は「民生委員」は「民生委員児童委員、近所の人、友人など」に含めていました。  
 「地域包括支援センター」は今回の選択肢で、前は「在宅介護支援センター」で質問

「地域包括支援センター」について、「知っている」は若年が9.4%、高齢が11.5%で、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」を合わせて、若年が37.0%、高齢が49.0%で、より一層周知を図っていく必要があります。

「地域包括支援センター」の認知度



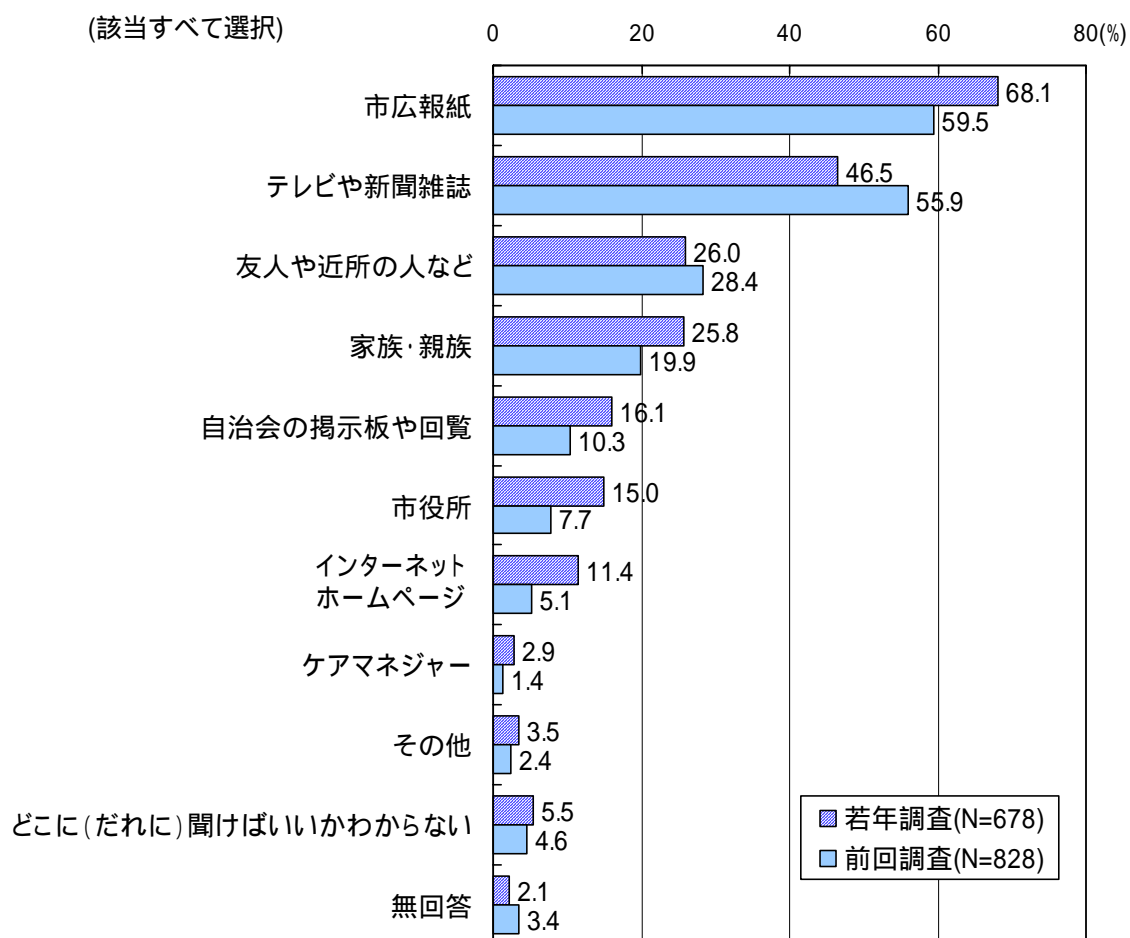


## 健康や福祉などの情報の入手方法

「市広報紙」が68.1%で第1位で、高齢よりも高く、また、前回調査よりも高くなっています。次いで「テレビや新聞雑誌」が46.5%、「友人や近所の人など」が26.0%、「家族・親族」が25.8%などで、これらは前回調査よりも高く、また、高齢よりも高くなっています。

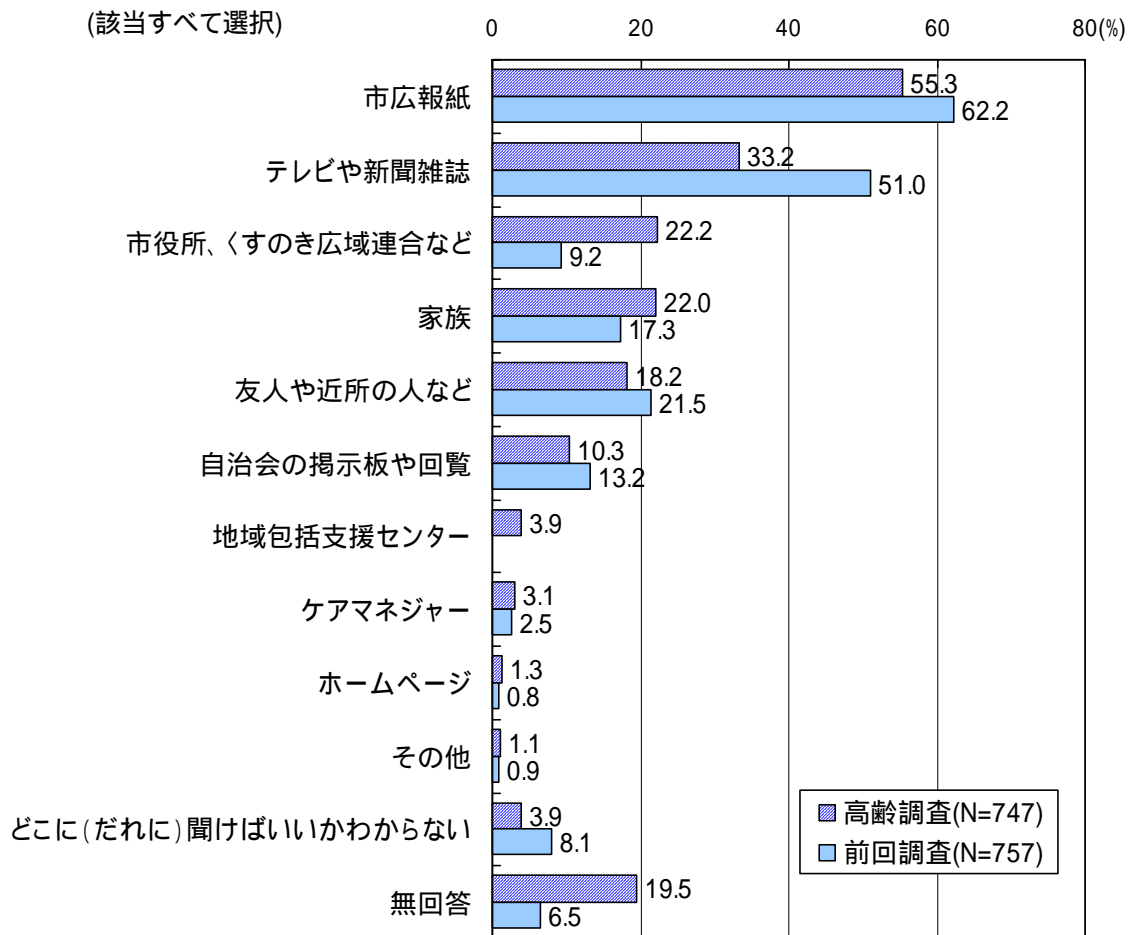
高齢では、「市広報紙」や「テレビや新聞雑誌」が前回調査よりも低くなっていますが、一方、「市役所、くすのき広域連合など」は22.2%で、前回調査よりも13.0ポイントも高くなっています。

健康や福祉などの情報の入手方法（若年調査）



注)「家族・親族」は前回調査では「家族」

健康や福祉などの情報の入手方法（高齢調査）

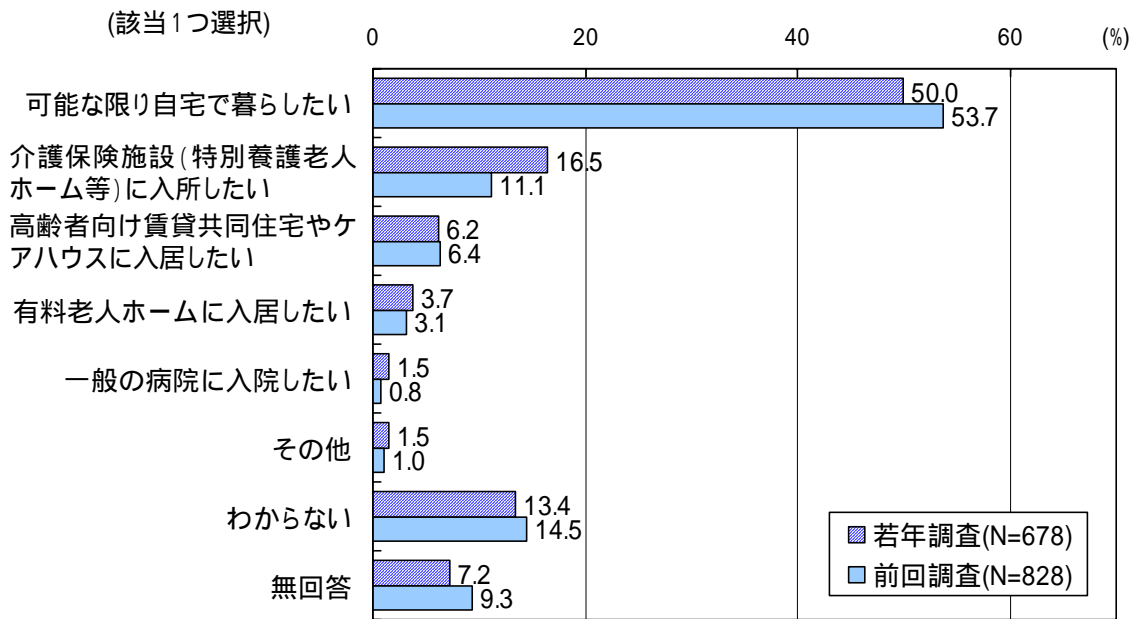


注)「地域包括支援センター」は今回調査のみ

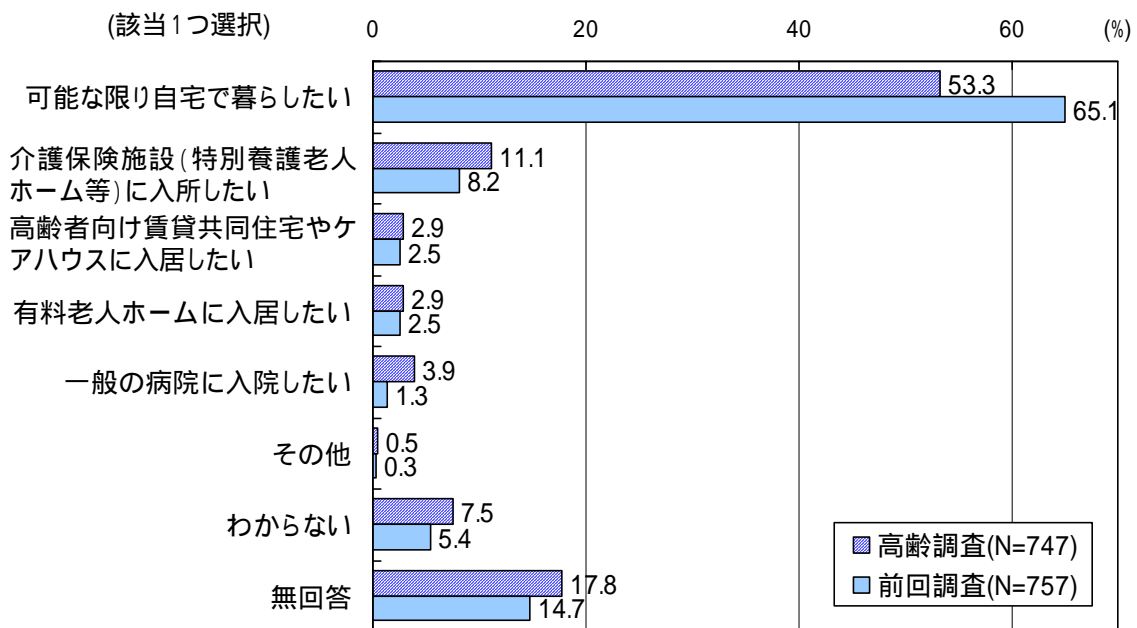
将来自分で身のまわりのことができなくなったときの生活場所の希望

「可能な限り自宅で暮らしたい」が第1位で、若年は50.0%、高齢は53.3%で大差ありません。両者とも前回調査より低く、特に高齢は11.8ポイントも低下しています。「介護保険施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」や「高齢者向け賃貸共同住宅やケアハウスに入居したい」「有料老人ホームに入居したい」の施設希望は、若年が26.4%、高齢が16.9%で、若年のほうが高くなっています。

将来自分で身のまわりのことができなくなったときの生活場所の希望（若年調査）



将来自分で身のまわりのことができなくなったときの生活場所の希望（高齢調査）



これからの生活で不安に感じること

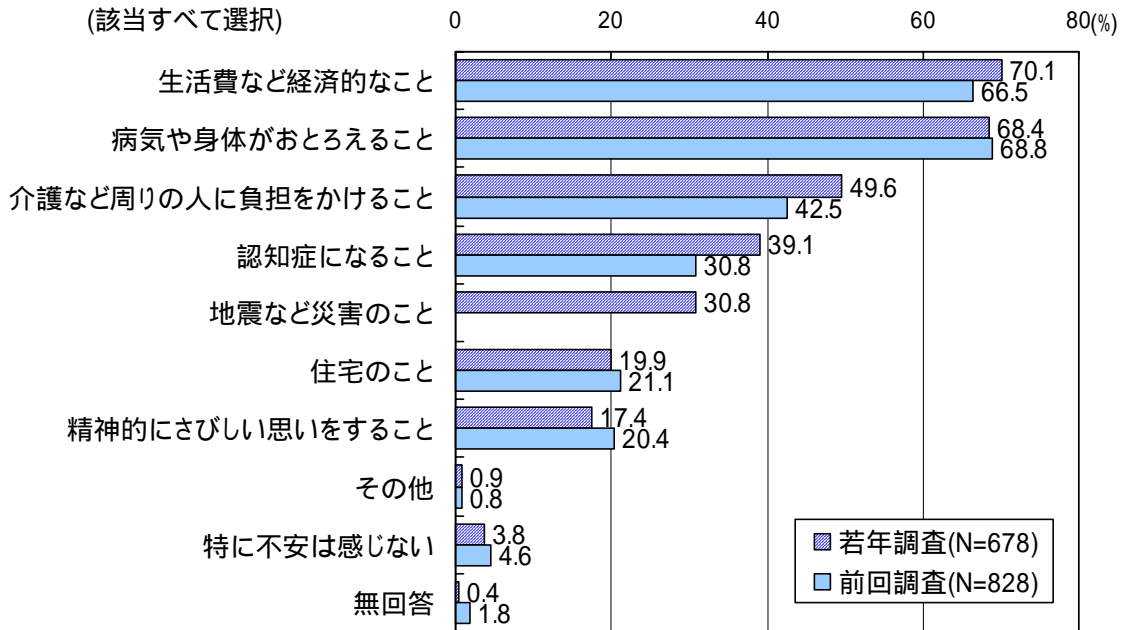
不安を感じる人の率は、「特に不安は感じない」及び無回答を除くと、若年が95.8%、高齢が79.7%で、若年が高くなっています。

不安に感じることの第1位は、若年の場合、「生活費など経済的なこと」で70.1%、次いで「病気や身体がおとろえること」が68.4%、「介護など周りの人に負担をかけること」

が49.6%、「認知症になること」が39.1%などで、おおむね前回調査よりも高くなっています。また、今回の調査で「地震など災害のこと」を選択肢に設定しましたが、30.8%の人が挙げています。

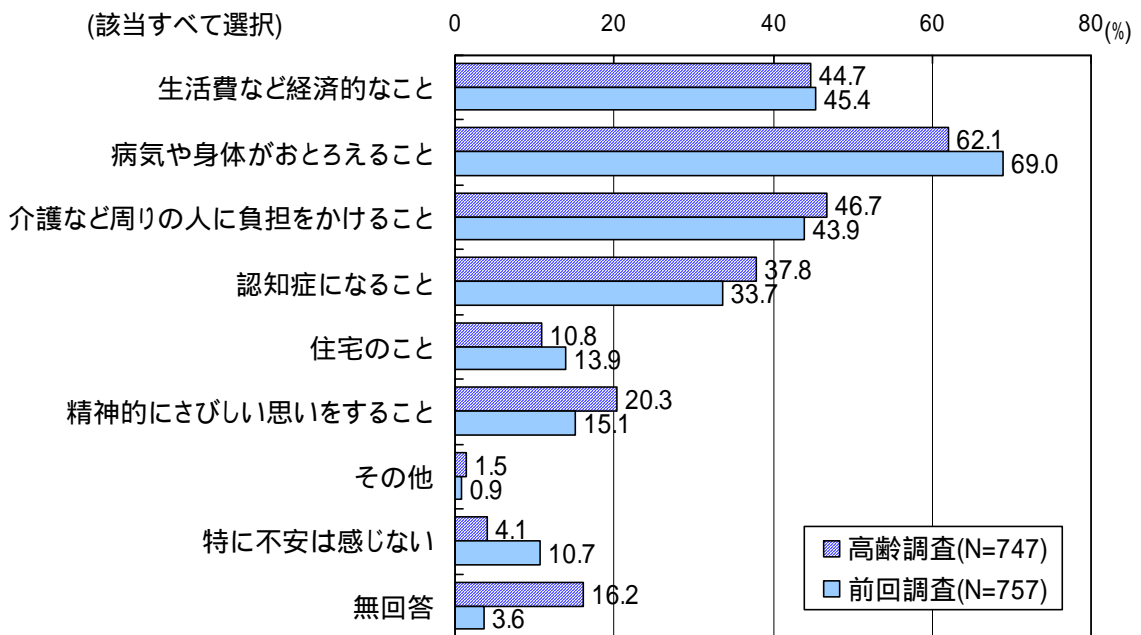
高齢では、不安に感じることの第1位が「病気や身体がおとろえること」で62.1%、次いで「介護など周りの人に負担をかけること」が46.7%、「生活費など経済的なこと」が44.7%、「認知症になること」が37.7%などと続きます。

これからの生活で不安に感じること（若年調査）



注)「地震など災害のこと」は今回の若年調査のみ

これからの生活で不安に感じること（高齢調査）

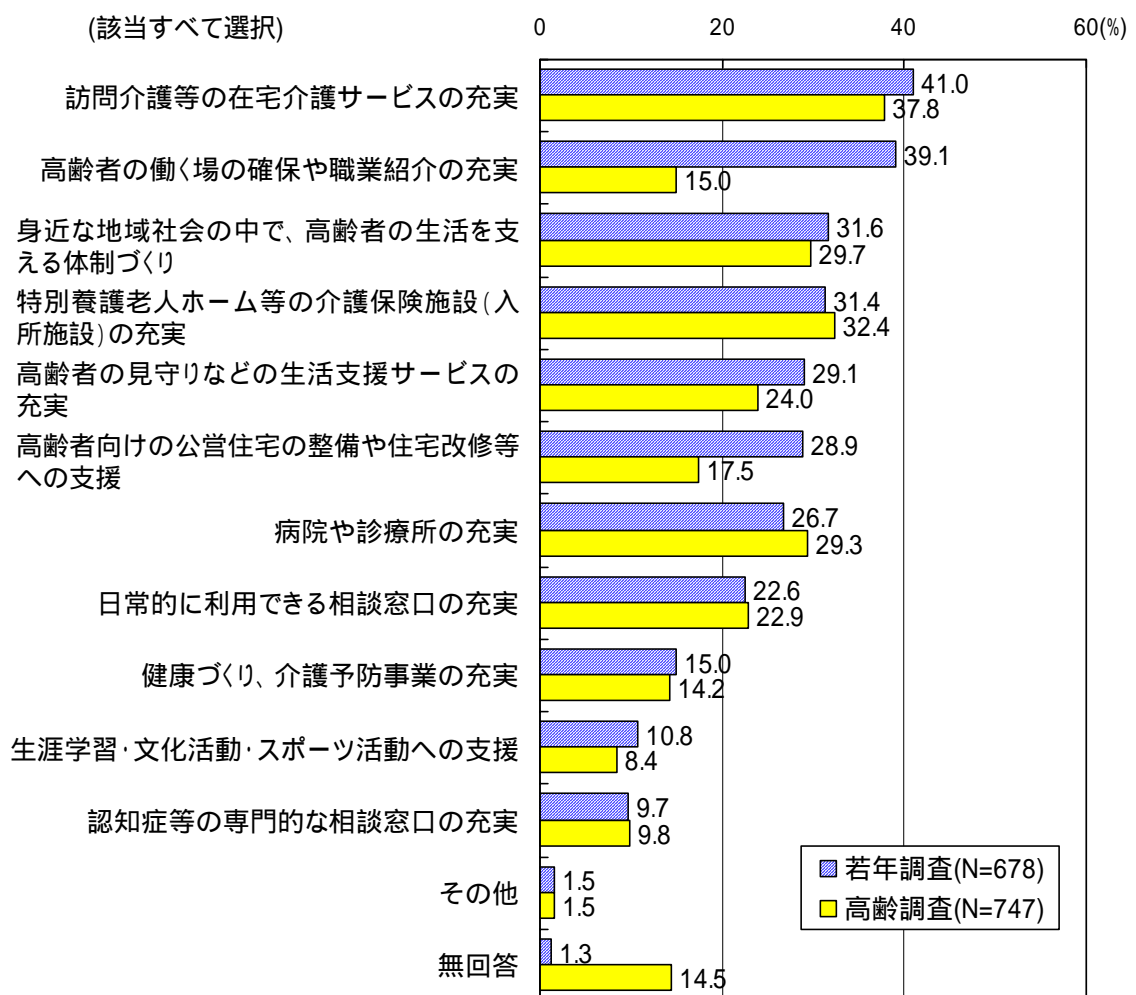


## 高齢者施策で重要なこと

高齢者施策で重要なことの第1位は、若年も高齢も「訪問介護等の在宅サービスの充実」で、若年が41.0%、高齢が37.8%となっています。次いで、若年は「高齢者の働く場の確保や職業紹介の充実」が39.1%、「身近な地域社会の中で、高齢者の生活を支える体制づくり」が31.6%、「特別養護老人ホーム等の介護保険施設(入所施設)の充実」が31.4%などとなっています。また、「高齢者向けの公営住宅の整備や住宅改修等への支援」が28.9%で、高齢に比べて11.4ポイントも高くなっています。

高齢は、「特別養護老人ホーム等の介護保険施設(入所施設)の充実」が32.4%、「身近な地域社会の中で、高齢者の生活を支える体制づくり」が29.7%、「病院や診療所の充実」が29.3%などと続き、福祉・医療サービスの充実が上位に挙げられます。

高齢者施策で重要なこと



## 第3章 第3期計画の取り組みと課題



## 1 総合的な保健福祉サービスの展開

### 健康づくりの推進

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <b>1 栄養・食生活</b>       |   |
| 主な取り組み                | 糖尿病予防教室<br>生活習慣病予防教室<br>骨粗しょう症予防教室<br>健診結果説明会：栄養相談  |
| <b>2 運動・身体活動</b>      |   |
| 主な取り組み                | 骨粗しょう症予防教室<br>健診結果説明会   |
| <b>3 休養・こころの健康づくり</b> |   |
| 主な取り組み                | 特に実施していませんが、年度により精神科医の講演を依頼しています。   |
| <b>4 たばこ</b>          |   |
| 主な取り組み                | 守口保健所管内で取り組んでいる「もりぐち・かどま健康21」の中に対策会議が設置され、平成20年度にアンケート調査を実施されました。<br>(課題)<br>「もりぐち・かどま健康21」の今後の展開によって内容の変更がありうる。禁煙対策についての健康教育が必要となります。  |
| <b>5 アルコール</b>        |   |
| 主な取り組み                | 特に実施していません。   |
| <b>6 歯の健康</b>         |   |
| 主な取り組み                | 成人歯科健診を実施しています。歯の健康に関するテーマで健康教育講座を開催しました。   |
| <b>7 健診と事後指導</b>      |   |
| 主な取り組み                | 平成18年の医療制度改革により、老人保健法による40歳以上を対象とした基本健康診査は19年度の実施をもって終了しました。20年度からは医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導等と市が実施する健康増進事業としての健康診査に分かれて実施しています。なお、がん検診、骨粗しょう症健診は従来通り市が実施しています。また、平成20年度から、健康増進課での対象者が生活保護世帯等に限定されています。<br>平成18年度から大腸がん健診が個別に取扱医療機関で受診ができるようになりました。<br>(課題)<br>保険年金課と調整しながら、今後の健診と事後指導のあり方などの検討が必要となります。 |



## 2 保健福祉サービスの目標

### (1) 介護予防・疾病予防の推進

#### 老人保健事業

| 1 健康手帳 |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | <p>40歳以上を対象に健診来所時等に交付。自身の健康状態の振り返りや経年的な記録として活用してもらっています。</p> <p>健康手帳の保健・医療・福祉サービスでの活用について、平成20年度から開始した特定健診の記録に伴う内容変更を含め、保険年金課、三師会で調整中です。</p> <p>健康手帳は継続、健康度評価事業については、平成20年度より廃止となりました。</p> |

健康手帳交付の状況

| 項目 \ 年度      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 40～74歳       | 3,023  | 2,662  | 931    |
| 75歳以上(再交付含む) | 404    | 345    | 767    |
| 計            | 3,427  | 3,007  | 1,698  |

| 2 健康教育 |   |
|--------|---|
| 主な取り組み | <p>各種講座・・・健康教育講座(三師会) 地域からの要望による健康教育(出前教育) 骨粗しょう症予防教室、糖尿病予防教室、生活習慣病予防教室を開催しています。</p> <p>依頼があれば、平日・休日の出前の健康教育を実施しています。</p> <p>糖尿病予防教室終了者に対してOB会を開催し、セルフケアの継続を支援しています。</p> <p>(課題)</p> <p>糖尿病予防教室・生活習慣病予防教室の開催内容・方法等内容の変更を検討する必要があります。</p> <p>くすのき広域連合の地域支援事業において、65歳以上の人に対する介護予防教室を圏域ごとに実施しています。</p> |

健康教育の内容

| 事業名            | 実施方法   | 内容                               |
|----------------|--|----------------------------------|
| 元気アップ教室        | <p>場所：保健福祉センター、高齢者ふれあいセンター、高齢者交流サロン</p> <p>対象：40歳以上で、身の回りのことはほぼ自分でできるが、身体が少し弱ってきたと感じる人や外出の機会が少ない人</p> <p>講師：作業療法士、言語聴覚士、保健師等</p> | 体操・筋力トレーニング、脳の活性化プログラム、健康づくり講話など |
| 失語症リハビリテーション教室 | <p>場所：保健福祉センター</p> <p>対象：失語症の人</p> <p>講師：言語聴覚士、保健師など</p>   | ことばを用いたゲーム、季節の行事など               |

| 事業名                  | 実施方法   | 内容  |
|----------------------|--|---|
| 骨粗しょう症予防教室           | 場所：保健福祉センター<br>対象：骨粗しょう症検診受診者のうち骨量減少または骨量やや減少と判定された者、広報からの参加希望者<br>講師：医師、管理栄養士、健康運動指導士、保健師                       | 骨粗しょう症についての講話、予防のための栄養・食事に関する講話、運動の実技講習など                     |
| 糖尿病予防教室              | 場所：保健福祉センター<br>対象：BMI 25以上35未満であり、空腹時血糖が100mg/dl以上300mg/dl未満の人またはHbA1cが5.2%以上8.0%未満の人<br>講師：医師、管理栄養士、健康運動指導士、保健師 | 食事や運動などについての体験型学習を中心とし、血液検査や身体測定を通じて自己評価を行いながら、セルフコントロール力を高める |
| 生活習慣病予防教室            | 場所：保健福祉センター<br>対象：広報からの参加希望など<br>講師：医師、管理栄養士、健康運動指導士、保健師   | 生活習慣病についての講話、予防のための栄養・食事に関する講話、運動の実技講習など                      |
| 健康教育講座               | 場所：保健福祉センター<br>対象：市民<br>講師：医師、歯科医師、薬剤師   | 健康に関する講話  |
| 地域からの要望による健康教育(出前教育) | 場所：自治会館など<br>対象：市民<br>講師：保健師など   | 健康に関する内容で、主催者の希望されるテーマを伺い調整                                   |

集団健康教育の状況

| 事業名・項目 |   | 年度      |        |        |       |
|--------|---|---------|--------|--------|-------|
|        |   | 平成17年度  | 平成18年度 | 平成19年度 |       |
| 総      | 数 | 開催回数(回) | 76     | 49     | 117   |
|        |   | 延人数(人)  | 2,276  | 888    | 1,244 |
| 歯周疾患   |   | 開催回数(回) | 2      | 2      | 5     |
|        |   | 延人数(人)  | 23     | 39     | 19    |
| 骨粗しょう症 |   | 開催回数(回) | 15     | 10     | 3     |
|        |   | 延人数(人)  | 364    | 152    | 39    |
| 病態別    |   | 開催回数(回) | 41     | 21     | 21    |
|        |   | 延人数(人)  | 1,449  | 361    | 122   |
| 薬      |   | 開催回数(回) | 2      | 0      | 2     |
|        |   | 延人数(人)  | 99     | 0      | 4     |
| 一般     |   | 開催回数(回) | 16     | 16     | 86    |
|        |   | 延人数(人)  | 341    | 336    | 1,060 |

| 3 健康相談 |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | <p>保健師による相談を実施しています。定例相談は、月・金午後1時～3時。上記以外の日時についても随時市民の相談を実施しています。また、電話相談も随時実施しています。</p> <p>相談内容に応じて、適切な職種が対応したり、必要な関係機関と連携を行っています。(ケースの年齢や相談内容に応じて実施)</p> <p>くすのき広域連合の地域支援事業において、65歳以上の人に対する介護予防教室を圏域ごとに実施しています。</p> |

健康相談の内容

| 事業名             | 実施方法                                     | 内容                          |
|-----------------|--|-----------------------------|
| 健康相談            | 場 所：保健福祉センター<br>曜 日：月・金の午後<br>従事者：保健師など  | 生活習慣病予防・がん予防などの健康に関する<br>こと |
| 栄養相談(予約制)       | 場 所：保健福祉センター<br>従事者：管理栄養士                | 栄養・食事に関すること                 |
| 休日健康相談          | 場 所：保健福祉センター診療所<br>曜 日：日・祝日の午後<br>従事者：医師 | 生活習慣病予防・がん予防などの健康に関する<br>こと |
| 健診・教室時の<br>個別相談 | 場 所：健診・教室時<br>従事者：医師、管理栄養士、保健師、運動指導士など   | 生活習慣病予防などの健康に関すること          |

健康相談の状況

| 事業名・項目       |         | 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------------|---------|----|--------|--------|--------|
|              |         |    |        |        |        |
| 総合健康相談       | 実施回数(回) |    | 68     | 82     | 38     |
|              | 延人数(人)  |    | 252    | 686    | 115    |
| 重点健康相談       | 実施回数(回) |    | 63     | 64     | 59     |
|              | 延人数(人)  |    | 723    | 245    | 254    |
| 介護家族<br>健康相談 | 実施回数(回) |    | 7      |        |        |
|              | 延人数(人)  |    | 7      |        |        |

重点健康相談の状況

| 事業名・項目  |         | 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|---------|----|--------|--------|--------|
|         |         |    |        |        |        |
| 総 数     | 開催回数(回) |    | 63     | 82     | 59     |
|         | 延人数(人)  |    | 723    | 686    | 254    |
| 高 血 圧   | 開催回数(回) |    | 23     | 16     | 14     |
|         | 延人数(人)  |    | 174    | 163    | 69     |
| 高 脂 血 症 | 開催回数(回) |    | 11     | 16     | 13     |
|         | 延人数(人)  |    | 18     | 37     | 19     |
| 糖 尿 病   | 開催回数(回) |    | 12     | 16     | 11     |
|         | 延人数(人)  |    | 16     | 91     | 19     |
| 骨粗しょう症  | 開催回数(回) |    | 10     | 8      | 9      |
|         | 延人数(人)  |    | 466    | 341    | 133    |
| 病 態 別   | 開催回数(回) |    | 7      | 25     | 12     |
|         | 延人数(人)  |    | 49     | 53     | 14     |
| 歯周疾患    | 開催回数(回) |    | 0      | 1      | 0      |
|         | 延人数(人)  |    | 0      | 1      | 0      |

| 4 健康診査 |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | <p>20年度、特定健診の開始に伴い、基本健康診査は廃止となりました。40歳以上の生活保護世帯の人等は健康増進法で一般健診を実施しています。健診後の結果説明会・健康相談・がん検診の精度管理を行っています。集団でのがん検診のうち、胃がん検診・大腸がん検診は同日開催しています。集団の一般健診・特定健診は、一部肺がん検診同時開催しています。集団方式と個別方式の検診を併用して実施することにより、利便性を図っています。</p> <p>成人歯科検診は、現状どおりで実施しています。<br/>骨粗しょう症検診は、集団方式で実施しています。</p> <p>(課題)<br/>他のがん検診についても、同時開催できるものや、ミニドックなどを検討を図っていく必要があります。</p> |

健康診査の内容

| 事業名      | 実施方法  |  |
|----------|---|--|
| 基本健康診査   | 対象：40歳以上<br>場所：保健福祉センター、南部市民センター、取扱医療機関<br>委託先：結核予防会、門真市医師会           |  |
| 胃がん検診    | 対象：40歳以上<br>場所：保健福祉センター、取扱医療機関  |  |
| 大腸がん検診   | 委託先：大阪がん予防検診センター、門真市医師会   |  |
| 子宮がん検診   | 対象：20歳以上の女性<br>場所：保健福祉センター、南部市民センター、取扱医療機関<br>委託先：大阪がん予防検診センター、門真市医師会 |  |
| 肺がん検診    | 対象：40歳以上<br>場所：保健福祉センター、南部市民センター、取扱医療機関<br>委託先：結核予防会、門真市医師会           |  |
| 乳がん検診    | 対象：30歳以上の女性<br>場所：取扱医療機関<br>委託先：門真市医師会（視触診）                           | 40歳以上の女性<br>保健福祉センター、南部市民センター<br>大阪がん予防検診センター（マンモグラフィ・視触診） |
| 骨粗しょう症検診 | 対象：15歳以上<br>場所：保健福祉センター<br>委託先：結核予防会                                  |  |
| 成人歯科検診   | 対象：30歳・40歳・50歳・60歳・70歳<br>場所：取扱医療機関<br>委託先：門真市歯科医師会                   |  |

注)基本健康診査については平成19年度まで実施。それ以外の検診については引き続き実施しています。

基本健康診査の受診状況（40歳以上）

| 項目              | 年度      | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-----------------|---------|--------|--------|--------|
|                 | 対象者数(人) |        | 26,914 | 27,187 |
| 受診者数(人)         |         | 14,922 | 15,249 | 16,092 |
| 受診率(%)          |         | 55.44  | 56.09  | 58.69  |
| 指導区分別<br>実人員(人) | 異常認めず   | 1,833  | 789    | 738    |
|                 | 要指導     | 5,675  | 4,118  | 4,178  |
|                 | 要医療     | 7,414  | 10,342 | 11,176 |

集団方式、個別方式別受診者数

| 項目 \ 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 集団方式(人) | 5,136  | 5,103  | 5,331  |
| 個別方式(人) | 9,786  | 10,146 | 10,761 |

訪問基本健康診査の受診状況

| 項目 \ 年度                 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|
| 訪問基本健康診査<br>受診者数(人)     | 4      | 14     | 17     |
| 介護家族訪問基本健康診査<br>受診者数(人) | 0      | 3      | 1      |

がん検診の受診状況

| 事業名・年度 \ 項目 | 対象者数<br>(人) | 受診者数<br>(人) | 受診率<br>(%) | 必要精密<br>検査者(人) | 異常のある人(人) |      |       |   |
|-------------|-------------|-------------|------------|----------------|-----------|------|-------|---|
|             |             |             |            |                | 合計        | がんの人 | がんの疑い |   |
| 胃がん         | 平成17年度      | 40,088      | 3,815      | 9.52           | 476       | 17   | 16    | 1 |
|             | 平成18年度      | 40,569      | 3,728      | 9.19           | 444       | 11   | 11    | 0 |
|             | 平成19年度      | 40,953      | 3,324      | 8.12           | 326       | 10   | 9     | 1 |
| 大腸がん        | 平成17年度      | 40,088      | 1,085      | 2.71           | 77        | 1    | 1     | 0 |
|             | 平成18年度      | 40,569      | 4,620      | 11.39          | 372       | 34   | 31    | 3 |
|             | 平成19年度      | 40,953      | 4,971      | 12.14          | 375       | 31   | 27    | 4 |
| 肺がん         | 平成17年度      | 42,938      | 12,161     | 28.32          | 412       | 12   | 5     | 7 |
|             | 平成18年度      | 43,300      | 12,529     | 28.94          | 430       | 14   | 7     | 7 |
|             | 平成19年度      | 43,585      | 13,278     | 30.46          | 667       | 23   | 18    | 5 |
| 子宮がん        | 平成17年度      | 43,411      | 3,198      | 7.37           | 64        | 8    | 4     | 4 |
|             | 平成18年度      | 43,321      | 2,529      | 12.43          | 60        | 7    | 7     | 0 |
|             | 平成19年度      | 43,286      | 2,761      | 11.89          | 63        | 5    | 5     | 0 |
| 乳がん         | 平成17年度      | 39,982      | 2,263      | 5.66           | 160       | 16   | 15    | 1 |
|             | 平成18年度      | 30,377      | 1,647      | 9.05           | 92        | 8    | 8     | 0 |
|             | 平成19年度      | 30,627      | 2,031      | 4.80           | 125       | 13   | 13    | 0 |

成人歯科検診の受診状況

| 項目 \ 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 受診者数(人) | 61     | 58     | 105    |
| 40歳(人)  | 17     | 14     | 26     |
| 50歳(人)  | 9      | 10     | 6      |
| 60歳(人)  | 15     | 22     | 28     |
| 70歳(人)  | 20     | 12     | 45     |

骨粗しょう症検診の実施状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 開催回数(回)  | 10     | 8      | 8      |
| 受診者数(人)  | 664    | 551    | 572    |
| 40歳(人)   | 54     | 35     | 38     |
| 50歳(人)   | 151    | 102    | 115    |
| 60歳(人)   | 336    | 262    | 260    |
| 70歳(人)   | 117    | 140    | 149    |
| 80歳以上(人) | 6      | 12     | 10     |

| 5 機能訓練 |   |
|--------|---|
| 主な取り組み | 40歳以上65歳未満の心身の機能が低下している人で、医療終了後も継続して機能訓練の必要な人等に心身の機能回復のために必要な訓練を実施しています。原則、介護保険認定者は認めておりません。<br>実施場所：保健福祉センター 回数：概ね2日/週 送迎：あり |

機能訓練の実施状況

| 年度・事業  | 項目 | 実施施設数 | 実施回数(回) | 被指導人数(人) |        |       |       |        |       |
|--------|----|-------|---------|----------|--------|-------|-------|--------|-------|
|        |    |       |         | 実人数      |        |       | 延人数   |        |       |
|        |    |       |         | 総数       | 10～64歳 | 65歳以上 | 総数    | 10～64歳 | 65歳以上 |
| 平成17年度 | 計  | 4     | 231     | 80       | 23     | 57    | 1,120 | 410    | 710   |
|        | A型 | 1     | 188     | 28       | 10     | 18    | 807   | 319    | 488   |
|        | B型 | 3     | 43      | 52       | 13     | 39    | 313   | 91     | 222   |
| 平成18年度 | 計  | 1     | 181     | 29       | 29     |       | 619   | 619    |       |
|        | A型 | 1     | 181     | 29       | 29     |       | 619   | 619    |       |
| 平成19年度 | 計  | 1     | 90      | 3        | 3      |       | 77    | 77     |       |
|        | A型 | 1     | 90      | 3        | 3      |       | 77    | 77     |       |

| 6 訪問指導 |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | 訪問指導は、生活習慣病の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを目的に実施しています。<br>健康増進事業における訪問指導の対象は、40～64歳の人を対象とし、健康診査の要指導者等及び介護予防の観点から支援が必要な人となっています。 |

訪問指導の実施状況

| 年度     | 総数     |          | 閉じこもり予防 |          | 介護家族者  |          | 要指導等   |          |
|--------|--------|----------|---------|----------|--------|----------|--------|----------|
|        | 実人数(人) | 延訪問回数(回) | 実人数(人)  | 延訪問回数(回) | 実人数(人) | 延訪問回数(回) | 実人数(人) | 延訪問回数(回) |
| 平成17年度 | 115    | 272      | 65      | 141      | 7      | 24       | 5      | 6        |
| 平成18年度 | 81     | 164      | 44      | 90       | 0      | 0        | 14     | 30       |
| 平成19年度 | 44     | 94       | 22      | 60       | 0      | 0        | 9      | 10       |

| 年度     | 寝たきりの人 |          | 認知症の人  |          | その他    |          |
|--------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|
|        | 実人数(人) | 延訪問回数(回) | 実人数(人) | 延訪問回数(回) | 実人数(人) | 延訪問回数(回) |
| 平成17年度 | 23     | 55       | 6      | 18       | 9      | 28       |
| 平成18年度 | 12     | 25       | 4      | 5        | 7      | 14       |
| 平成19年度 | 10     | 19       | 1      | 2        | 2      | 3        |

## 福祉サービス

### 1 軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス）

|        |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | 平成19年度末で廃止。20年度よりくすのき広域連合の地域支援事業において実施しています。 |
|--------|--|

軽度生活援助事業の利用状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 派遣回数(回)  | 45     | 44     | 47     |
| 実利用者数(人) | 1      | 1      | 1      |

### 2 デイサービス

|        |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | 平成19年度末で廃止。20年度よりくすのき広域連合の地域支援事業において実施しています。 |
|--------|--|

デイサービスの利用状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 登録者数(人)  | 2      | 1      | 1      |
| 延利用者数(人) | 44     | 47     | 35     |

### 3 街かどデイハウス

|        |   |
|--------|---|
| 主な取り組み | <p>概ね65歳以上で虚弱で日常生活を営むのに支障がある方に対して、趣味活動・給食サービス等の日帰りサービスを提供（送迎なし）しています。</p> <p><b>（課題）</b><br/>街かどデイハウス通所事業として、生活圏域ごとの整備の検討を図っていく必要があります。</p> |
|--------|---|

### 4 日常生活用具給付事業

|        |   |
|--------|---|
| 主な取り組み | <p>概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の日常生活の便宜を図り安心して在宅生活を送れるよう、日常生活用具（電磁調理器・火災報知器・自動消火器）を給付しています。</p> <p><b>（課題）</b><br/>介護予防や状態の悪化防止のための用具など品目の見直しの検討を図っていく必要があります。</p> <p>平成23年6月より、門真市において火災報知器の義務化が始まるので、対応の検討を図っていく必要があります。</p> |
|--------|---|

日常生活用具の給付状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 電磁調理器(件) | 14     | 5      | 15     |
| 火災報知機(件) | 1      | 3      | 1      |
| 自動消火器(件) | 1      | 3      | 1      |

| 5 緊急通報装置貸与事業 |   |
|--------------|---|
| 主な取り組み       | <p>概ね65歳以上の一人暮らしの高齢の方に、緊急時のボタンを押すと電話回線にてオペレーションセンターに直接つながる装置を貸与しています。(オペレーションセンターには看護師などが常駐し、消防署に連絡するなど適切に対応)</p> <p>平成18年4月に給付から貸与に変更になりました。</p> <p>今後ひとり暮らし等高齢者の増加が見込まれることから、関係機関との連携や、申請に必要な協力員を確保することが困難な高齢者に対しては、民生委員等に協力を働きかけるなど支援が必要となります。</p> |

緊急通報装置の貸与状況

| 項目 \ 年度    | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 設置件数(件)    | 442    | 456    | 441    |
| うち新規設置分(件) | 82     | 74     | 71     |

| 6 福祉電話貸与・補助事業 |   |
|---------------|---|
| 主な取り組み        | <p>65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準ずる人に対し安否確認、各種相談等に必要な電話機を貸与、または電話機をお持ちの方の基本料金(NTT回線のみ)を補助しています。</p> <p>NTT回線以外の補助等の見直しの検討を図っていく必要があります。</p> |

福祉電話の貸与・補助状況

| 項目 \ 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 貸与件数(件) | 63     | 63     | 63     |
| 補助件数(件) | 168    | 176    | 189    |

| 7 住宅改造助成事業・住宅改修支援事業 |   |
|---------------------|---|
| 主な取り組み              | <p>住宅改造助成事業は、平成20年度で廃止になりました。</p> <p>住宅改修支援事業は、くすのき広域連合にて実施しています。</p> |

住宅改造資金の助成状況

| 項目 \ 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 助成件数(件) | 19     | 16     | 7      |

| 8 配食サービス |  |
|----------|--|
| 主な取り組み   | <p>平成18年度よりくすのき広域連合の地域支援事業にて実施しています。</p> <p>平成17年度実績：登録者数357人、延利用者数51,046人</p> |



| 9 外出支援サービス |   |
|------------|---|
| 主な取り組み     | 概ね65歳以上で介護保険の要介護認定区分が4または5と認定され、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者を、リフト付き車輦及びストレッチャー装着ワゴン車等で、高齢者の居宅と医療機関、保健福祉施設等との間を送迎しています。<br>他の移送サービスの整備に努め、必要に応じ見直しを行う必要があります。 |

外出支援サービスの利用状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 登録者数(人)  | 122    | 101    | 122    |
| 延利用者数(人) | 373    | 298    | 442    |

| 10 徘徊高齢者探知システム機器貸与事業 |                            |
|----------------------|----------------------------|
| 主な取り組み               | 平成18年度よりくすのき広域連合にて実施しています。 |

| 11 高齢者ふれあい入浴サービス事業 |   |
|--------------------|---|
| 主な取り組み             | 市内65歳以上の人を対象に、毎月15日に利用料100円にて市内の公衆浴場を利用できるサービスとして実施しています。<br>(課題)<br>事業の廃止を含め見直しを検討していく必要があります。 |

高齢者ふれあい入浴サービスの利用状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 延助成人数(人) | 23,134 | 19,121 | 20,689 |

注)平成17年度は無料入浴事業、平成18年度からは高齢者ふれあい入浴事業(利用料100円)

| 12 はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業 |   |
|-------------------------|---|
| 主な取り組み                  | 65歳以上の人を対象に敬老月間行事の一環として9月から11月までの3か月間に3回まではり・きゅう・マッサージ等の施術を市内の施術所で受けた人に費用の一部を助成しています。 |

はり・きゅう・マッサージ等施術費の助成状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 助成実人数(人) | 416    | 320    | 277    |
| 延助成人数(人) | 1,129  | 866    | 758    |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| <b>13 家族介護教室</b>            |   |
| 主な取り組み                      | 平成18年度よりくすのき広域連合にて実施しています。<br>平成17年度実績：開催回数10回、延参加人数389人  |
| <b>14 家族介護慰労金支給事業</b>       |   |
| 主な取り組み                      | 平成18年度よりくすのき広域連合にて実施しています。<br>平成17年度実績：被給付者数3人            |
| <b>15 紙おむつ給付事業</b>          |   |
| 主な取り組み                      | 平成18年度よりくすのき広域連合にて実施しています。<br>平成17年度実績：被給付者数97人、延利用者数604人 |
| <b>16 長寿祝金等贈与事業</b>         |   |
| 主な取り組み                      | 9月1日現在、77歳に3000円相当の祝品を、100歳に5万円の祝金を贈与しています。               |
| <b>17 金婚記念品贈与事業</b>         |   |
| 主な取り組み                      | 9月15日現在で結婚50年を迎えられるご夫婦に3000円相当の記念品を贈呈しています。               |
| <b>18 在日外国人高齢者特別給付金支給事業</b> |   |
| 主な取り組み                      | 対象者に月1万円の給付金を支給しています。                                     |

### 施設サービス及び支援施設等

|                  |  |
|------------------|--|
| <b>1 養護老人ホーム</b> |  |
| 主な取り組み           | 概ね65歳以上の高齢の方で、経済的・環境的理由にて在宅で生活するのが困難な方に対して入所措置を行っています。<br>老人福祉法の改正により、平成18年度から措置事由が「環境上の理由及び経済的理由」に改められました。<br>門真市内には、市立養護老人ホーム1施設あり、定員数は50人となっています。 |

養護老人ホーム入所者数・待機者数の状況

| 項目         | 年度     |        |
|------------|--------|--------|
|            | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 措置者数 (人)   | 44     | 36     |
| うち、市内入所(人) | 23     | 18     |
| 市外入所(人)    | 21     | 18     |
| 待機者数 (人)   | 1      | 1      |

| 2 軽費老人ホーム（ケアハウス） |  |
|------------------|--|
| 主な取り組み           | 老人福祉法に基づく居住施設で、身体機能の低下などのため独立した生活が困難でかつ家族による援助が困難な高齢者が自立して生活出来るように配慮されたケアサービス付きの賃貸住宅です。<br>門真市内には、ケアハウスが2施設あり、定員数は合わせて100人となっています。 |

| 3 老人福祉センター |   |
|------------|---|
| 主な取り組み     | 老人クラブ連合会との共催によるカラオケサークル交流会、演芸大会を実施しています。また、作品展示会の開催も行っています。<br>市立老人福祉センター 1か所 |

| 4 高齢者ふれあいセンター |   |
|---------------|---|
| 主な取り組み        | 校区ボランティアによる高齢者同士及び子どもたちとの交流会などを実施しています。<br>生きがいや健康づくりのための機会提供をおこなっています。 |

## 社会福祉協議会事業

| 1 高齢者ふれあい給食サービス |   |
|-----------------|---|
| 主な取り組み          | 平成19年度より、市の高齢者施策による給食サービスの充実と、活動ボランティアの高齢化により廃止されました。 |

| 2 紙おむつ給付サービス |   |
|--------------|---|
| 主な取り組み       | ねたきり高齢者等紙おむつ給付サービスを実施しています。<br>身体障がい者等紙おむつ給付サービスを実施しています。 |

紙おむつの給付状況

| 項目      | 年度     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 利用者数(人) | 303    | 297    | 370    |

| 3 ふとん丸洗いサービス |   |
|--------------|---|
| 主な取り組み       | 高齢者の衛生保持と健康増進を図るため実施しています。<br>サービスを必要としている人へ適切にサービスが提供できるよう、ニーズの把握と福祉・介護関係機関等とのさらなる連携を行っています。 |

ふとん丸洗いサービスの利用状況

| 項目      | 年度     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 利用者数(人) | 34     | 29     | 31     |

| 4 ハウスクリーニングサービス |   |
|-----------------|---|
| 主な取り組み          | 高齢者の衛生保持と健康増進を図るため実施しています。<br>サービスを必要としている人へ適切にサービスが提供できるよう、ニーズの把握と福祉・介護関係機関等とのさらなる連携を行っています。 |

ハウスクリーニングサービスの利用状況

| 項目 \ 年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 利用者数(人) | 31     | 41     | 35     |

| 5 車いすの貸与 |                          |
|----------|--------------------------|
| 主な取り組み   | 身近に利用できるサービスとして活用されています。 |

車いすの貸与状況

| 項目 \ 年度  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 延利用者数(人) | 217    | 332    | 217    |
| 保有台数(台)  | 129    | 135    | 124    |

| 6 小地域ネットワーク活動推進事業 |   |
|-------------------|---|
| 主な取り組み            | <p>15の校区福祉委員会で、とじこもりがちな高齢者や障がいのある人などを対象に、「見守り・声かけ訪問活動」「軽作業援助活動」などの個別援助活動、茶話会やお楽しみ会等を通じた交流、仲間づくりを行う「いきいきサロン活動」「ふれあい食事サービス活動」「世代間交流活動」などのグループ援助活動など、各校区の実情に応じた取り組みを実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>小地域ネットワーク事業については、大阪府1/2、市1/2の補助事業でしたが、平成21年度より市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるように、制度を交付金化(1/2)再構築されます。市町村はこの府交付金を活用し、独自性を発揮して地域福祉の推進を図っていく必要があります。</p> |

| 7 ボランティアセンター事業 |   |
|----------------|---|
| 主な取り組み         | <p>昭和56年のボランティアセンター開設以来、ボランティアの育成や活動支援を行い、ボランティアセンターに登録したボランティア個人や団体が安心して活動できるよう、連携を図るための連絡会を組織し、全市的なボランティア活動の推進に取り組んでいます。</p> <p>ボランティア活動への関心や理解を深めるため、またボランティアを必要とする人のニーズに応えるために手話教室、点字教室、要約筆記講座、ボランティア養成講座等、養成・研修を実施しています。</p> <p>市民のニーズの多様化に対応できるように、様々な市民活動団体と協働しています。</p> |

ボランティアセンターの状況

| 項目       |       | 年度     |        |        |
|----------|-------|--------|--------|--------|
|          |       | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 団体       | 人数(人) | 943    | 855    | 850    |
|          | グループ数 | 28     | 28     | 28     |
| 個人(人)    |       | 44     | 39     | 39     |
| 登録者数計(人) |       | 987    | 894    | 889    |

| 8 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業) |  |
|----------------------------|--|
| 主な取り組み                     | 平成12年7月より大阪府からの受託事業として実施しています。<br>関係機関や団体等との連携による福祉サービス利用者の権利擁護と生活支援を行っています。 |

福祉サービス利用援助事業の利用状況

| 項目          |  | 年度     |        |        |
|-------------|--|--------|--------|--------|
|             |  | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 相談件数(件)     |  | 333    | 293    | 368    |
| うち認知症高齢者(件) |  | 209    | 183    | 222    |
| 利用件数(件)     |  | 24     | 23     | 38     |
| うち認知症高齢者(件) |  | 10     | 8      | 18     |

(2) 高齢者の尊厳の確保

| 1 高齢者の虐待防止        |  |
|-------------------|--|
| 主な取り組み            | 高齢者の権利を擁護するため、虐待防止と養護者支援の両面を盛り込んだ「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が平成18年4月1日に施行されました。<br>(課題)<br>高齢者虐待の早期発見・早期対応を図っていく必要があります。<br>地域包括支援センターと連携を図った相談窓口の充実を図っていく必要があります。 |
| 2 施設における身体拘束ゼロの推進 |  |
| 主な取り組み            | くすのき広域連合との連携による施設に対する働きかけをおこなっています。  |
| 3 権利擁護の推進         |  |
| 主な取り組み            | 成年後見審判申立事業を実施しています。(判断能力が不十分な認知症で高齢の方に対し、家庭裁判所に成年後見開始の審判を申し立てる。)<br>福祉サービス利用援助事業を実施しています。(社会福祉協議会)   |

| 4 認知症高齢者対策 |   |
|------------|---|
| 主な取り組み     | 平成19年度に、大阪府国民健康保険団体連合会の支援を受けて「門真市地域リハビリテーション事業」を実施しました。その中で「認知症予防を開催した。内容としては、認知症に関する正しい理解の促し、認知症を予防するための活動などを計画し一緒に市民と学びました。<br>くすのき広域連合との連携による介護予防教室などを実施しています。 |

### 3 生きがいづくりと社会参加の促進

| 1 生涯学習の推進 |  |
|-----------|--|
| 主な取り組み    | 技能講座事業（ゆっくり学ぶはじめてのパソコン教室）・・・60歳以上の熟年者を対象に機器の取り扱い及び簡易な文章作成を学ぶ講座を開催<br>高齢者学級・・・H19：俳句・俳画・文学より学ぶ<br>介護予防教室・・・H19：体操・料理・自己表現 H20：表情豊かに自己表現<br>スポーツ教室としてスリータッチボール、ソフトバレー等を実施しています。<br><b>（課題）</b><br>ボランティア等人材の育成を図っていく必要があります。 |

市立文化会館事業・長寿化対策事業の実施内容

| 事業名    | 平成19年度   | 平成20年度  |
|--------|--|---|
| 高齢者教室  | 対象：55歳以上の市民<br>内容：裁判員制度、スクラップブック、文学書アート<br>実施回数：年13回<br>参加者数：39人（60歳以上36人） |   |
| 介護予防教室 | 教室名：ワクワク元気講座<br>対象：55歳以上の市民<br>実施回数：年3回<br>参加者数：16人（60歳以上14人）              | 教室名：ワクワク元気講座<br>対象：55歳以上の市民<br>実施回数：年4回<br>参加者数：20人（60歳以上19人） |
|        | 教室名：ワイワイ料理講座<br>対象：55歳以上の市民<br>実施回数：年4回<br>参加者数：7人（60歳以上7人）                |   |
|        | 教室名：ノビノビ健康講座<br>対象：55歳以上の市民<br>実施回数：年4回<br>参加者数：21人（60歳以上19人）              |   |

### 老人福祉センター事業

| 年度     | 事業名及び参加者数    |                |                         |
|--------|--------------|----------------|-------------------------|
| 平成17年度 | 寝たきり予防 124人  | 交通安全講習会 95人    | 落語「笑い与健康」87人            |
| 平成18年度 | 寝たきり予防 130人  | 交通安全講習会 169人   | 童謡・愛唱歌をいっしょにうたいませんか 82人 |
| 平成19年度 | 歌と踊りで若返ろう54人 | 笑い与健康体操 73人    | 童謡・愛唱歌をいっしょにうたいませんか 65人 |
| 平成20年度 | 健康リズム体操 47人  | 元気ワクワク健康教室 34人 | 笑い与健康体操                 |

注)平成20年度の「笑い与健康体操」は平成21年3月10日開催予定

### 老人福祉センターの利用状況

| 項目       | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 利用日数(日)  | 293    | 293    | 293    |
| 延利用者数(人) | 43,789 | 45,402 | 44,698 |

### 高齢者ふれあいセンターの利用状況

| 項目       | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 利用日数(日)  | 293    | 293    | 293    |
| 延利用者数(人) | 15,721 | 18,690 | 18,478 |

### 地域高齢者交流サロンの利用状況

| 項目          | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 利用回数(回)     | 88     | 103    | 131    |
| 延利用者数(人)    | 2,099  | 2,330  | 3,045  |
| 1回平均利用者数(人) | 23     | 22     | 23     |

## 2 地域での支え合いの推進

|        |   |
|--------|---|
| 主な取り組み | <p>小地域ネットワーク事業、校区福祉委員会活動(社会福祉協議会)<br/>(課題)</p> <p>小地域ネットワーク事業については、大阪府1/2、市1/2の補助事業でしたが、平成21年度より市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるように、制度を交付金化(1/2)、再構築されます。市町村はこの府交付金を活用し、独自性を発揮して地域福祉の推進を図っていく必要があります。</p> |
|--------|---|

## 3 世代間交流の推進

|        |  |
|--------|--|
| 主な取り組み | <p>ファミリー・サポート・センター事業として地域において育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、行いたい人(協力会員)が会員となり、助け合う相互扶助活動を実施しています。</p> <p>(課題)</p> <p>豊かな経験と知識を持つ高齢者が核家族化が進行する社会の中で子育て支援の担い手となって地域・社会参加できるよう積極的な参加を促進する必要があります。</p> |
|--------|--|

| 3 世代間交流の推進 |   |
|------------|---|
| 主な取り組み     | <p>小地域ネットワーク事業、校区福祉委員会活動（社会福祉協議会）<br/>（課題）<br/>小地域ネットワーク事業については、大阪府1/2、市1/2の補助事業でしたが、平成21年度より市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるように、制度を交付金化（1/2）再構築されます。市町村はこの府交付金を活用し、独自性を発揮して地域福祉の推進を図っていく必要があります。</p> |

老人クラブ活動状況

| 項目      | 年度     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|
|         | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
| 会員数(人)  | 9,727  | 11,144 | 11,144 |
| うち男性(人) | 4,147  | 4,602  | 4,602  |
| 女性(人)   | 5,580  | 6,542  | 6,542  |
| クラブ数    | 131    | 135    | 137    |

シルバー人材センター活動状況

| 項目       | 年度      |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
|          | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  |
| 会員数(人)   | 1,151   | 1,107   | 1,108   |
| うち男性(人)  | 659     | 624     | 626     |
| 女性(人)    | 492     | 478     | 482     |
| 契約件数(件)  | 1,813   | 1,893   | 1,986   |
| 延就業者数(人) | 110,920 | 117,210 | 119,307 |
| 就業率(%)   | 95.4    | 92.5    | 92.4    |

## 4 保健福祉の環境づくり

| 1 高齢者の住みよいまちづくり    |  |
|--------------------|--|
| 主な取り組み             | <p>門真市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備費補助事業として、平成17・18年度に「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、重点整備地区内のバリアフリー化に向けた協議を行い、京阪古川橋、大和田、西三荘の駅舎及び周辺におけるバリアフリー化を推進するための基本構想を策定しました。</p> <p>古川橋駅及び大和田駅のエレベーターの整備をはじめバリアフリー化に向けた整備事業等を平成19年度から順次実施しています。</p> <p>平成21年に京阪本線の門真市域内5駅のうち4駅にエレベーター等を設置する予定です。また、萱島駅の門真市側にエレベーター等を設置されるよう関係機関に要望してまいります。</p> |
| 2 高齢社会に対応する住宅対策の推進 |  |
| 主な取り組み             | <p>民間賃貸住宅への入居希望高齢者等が円滑に入居できるよう、「大阪あんしん賃貸支援事業」について紹介しています。</p>  |



| 3 ボランティア活動への支援 |   |
|----------------|---|
| 主な取り組み         | <p>平成20年10月に、市立市民公益活動支援センターを一部オープン<br/>市立市民公益活動支援センターにおける機能の充実を図り、NPO、ボランティア活動の活性化のための情報提供、相互交流、各種相談活動、学習会、印刷・コピーなどの作業スペース等多目的施設としての活用を行っています。</p> <p>テーマ型、地縁型組織の融合を図っていく必要があります。</p> |

## 5 計画の推進

### (1) 地域支援体制

| 1 地域福祉ネットワークの構築 |   |
|-----------------|---|
| 主な取り組み          | <p>市内のNPOによる交流会を開催しています。</p> <p>小地域ネットワーク事業、校区福祉委員会活動（社会福祉協議会）ボランティアグループ連絡会を主体としたボランティアフェスティバルによる市民活動団体の協働を行っています。（社会福祉協議会）</p> <p>（課題）<br/>NPO・ボランティア同士のネットワークづくりを推進する必要があります。小地域ネットワーク事業については、大阪府1/2、市1/2の補助事業でしたが、平成21年度より市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるように、制度を交付金化（1/2）再構築されます。市町村はこの府交付金を活用し、独自性を発揮して地域福祉の推進を図っていく必要があります。</p>             |
| 2 地域福祉計画        |   |
| 主な取り組み          | <p>本市では平成19年度から平成23年度までの5年間を計画の期間とした地域福祉計画を策定しました。この計画はみんなが幸せになる福祉実現のために、次の3点、 地域を基盤として地域にかかわるすべての人が、支えあいや新たなつながりをつくること、 SOSを見逃さず、必要な人に適切な支援が届く仕組みをつくること、 お互いの人権の尊重とともに、お互いが信頼関係を持ち、心のふれあいや助けあいの気持ちが自然と生まれる福祉コミュニティ（あるいは福祉の土壌）を築いていくこと、を主な目的としています。</p> <p>（課題）<br/>地域住民の主体的な活動を促進し、関係団体や関係機関等とのネットワークとライフセーフティネットの充実を図っていく必要があります。</p> |

(2) 情報提供

| 1 制度の周知と利用意識の啓発    |  |
|--------------------|--|
| 主な取り組み             | <p>高齢者に関するさまざまな情報・サービスを当事者である高齢者が適切に利用できるよう、広報紙や保健福祉サービスのしおり等でサービス内容をわかりやすく紹介し、窓口で配布しています。</p> <p>老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センター等にも協力を要請し、行事や交流の場での啓発や周知を実施しています。</p> <p>門真市保健医療福祉情報ネットワークの活用による多様な情報のリアルタイムの提供しています。</p> |
| 2 ハンディを持つ高齢者への情報提供 |  |
| 主な取り組み             | <p>障がい者地域生活支援事業・・・常に発送する郵便等に点字シール、メモを同封しています。</p> <p>「福祉のしおり」の録音テープ、点字版の作成しています。</p> <p>手話講座の開催と手話通訳者の派遣を実施しています。</p> <p>要約筆記講座の開催と筆記通訳者の派遣を実施しています。</p>   |

(3) 計画推進体制の整備

|        |   |
|--------|---|
| 主な取り組み | <p>「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ」</p> <p>(課題)</p> <p>くすのき広域連合、保健・福祉・医療関係機関等との連携の強化し、計画の進捗状況の把握・点検と職員の資質の向上を図っていく必要があります。</p> |
|--------|---|

## 第4章 施策・事業の展開



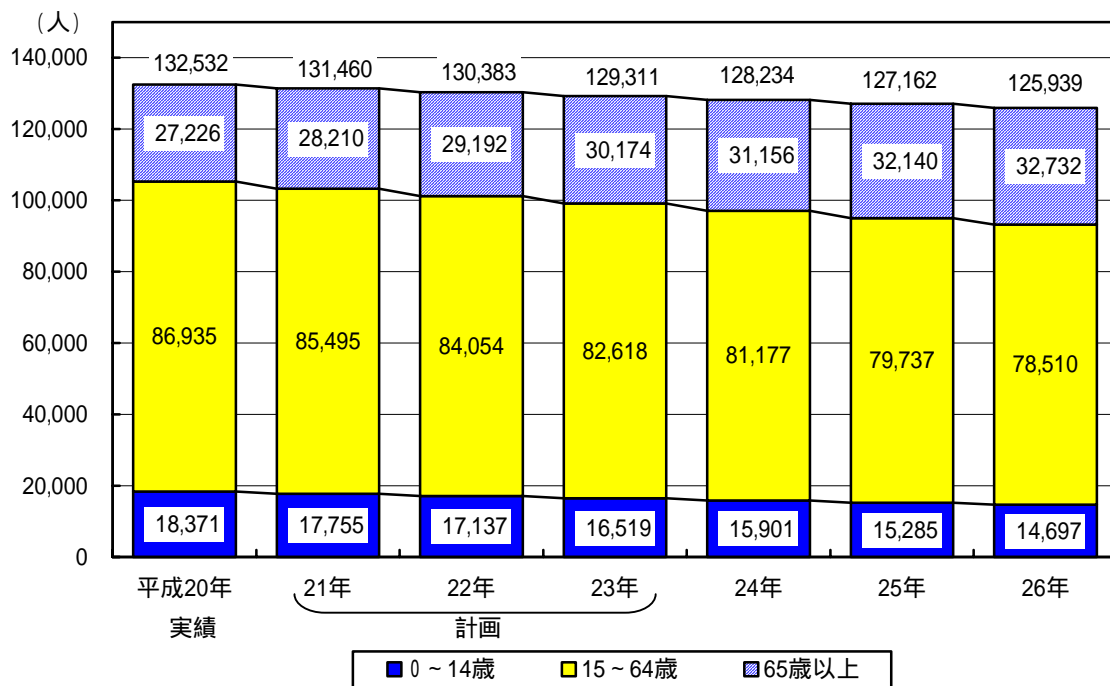
## 1 将来人口推計

### 総人口と年齢3区分別人口

将来人口推計は、平成15年及び平成20年（各年10月1日現在）の住民基本台帳及び外国人登録による人口をもとに、コーホート要因法で行いました。

その結果、本市における総人口は年1,070人程度減少し、本計画の最終年である平成23年には129,311人になります。また、平成26年には125,939人と推計されます。

総人口と年齢3区分別人口の推計



資料：実績は住民基本台帳人口及び外国人登録人口（10月1日現在）  
注）棒グラフの上の数値は総人口

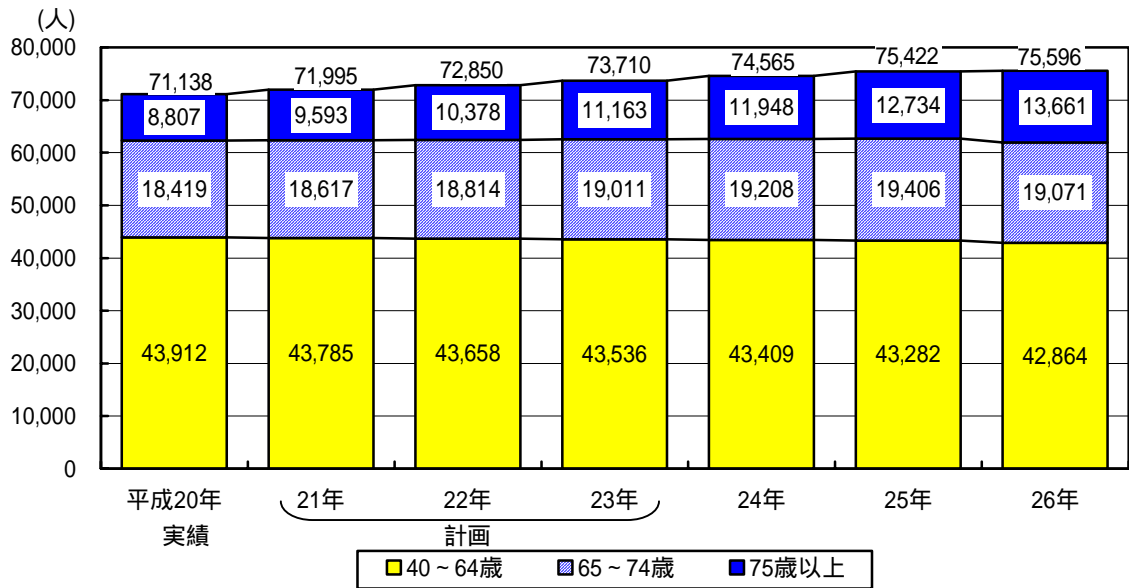
### 40歳以上人口

40歳以上人口の推計は、本計画の最終年である平成23年には73,710人に、平成26年には75,596人と推計されます。

また、高齢者人口は平成23年には30,174人で、その内訳は前期高齢者（65～74歳）が19,011人、後期高齢者（75歳以上）が11,163人、構成比率はそれぞれ63.0%、37.0%となっています。

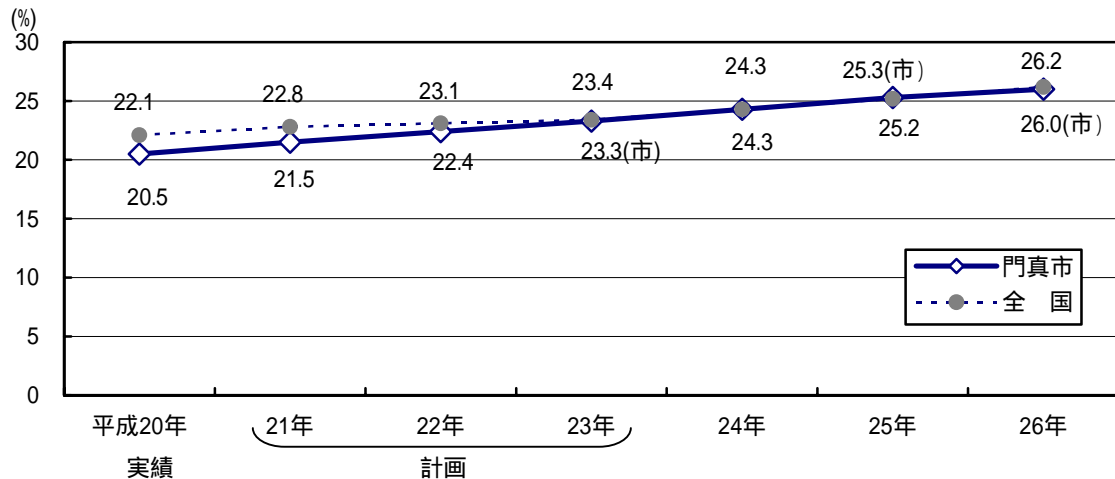
高齢化率は、平成20年の20.5%が、平成23年には23.3%、平成26年には26.0%になるものと予測されます。

### 40歳以上人口の推計



資料: 実績は住民基本台帳人口及び外国人登録人口(10月1日現在)  
 注) 棒グラフの上の数値は40歳以上人口

### 高齢化率の推移



資料: 全国は各年共に「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)出生・死亡共に中位推計

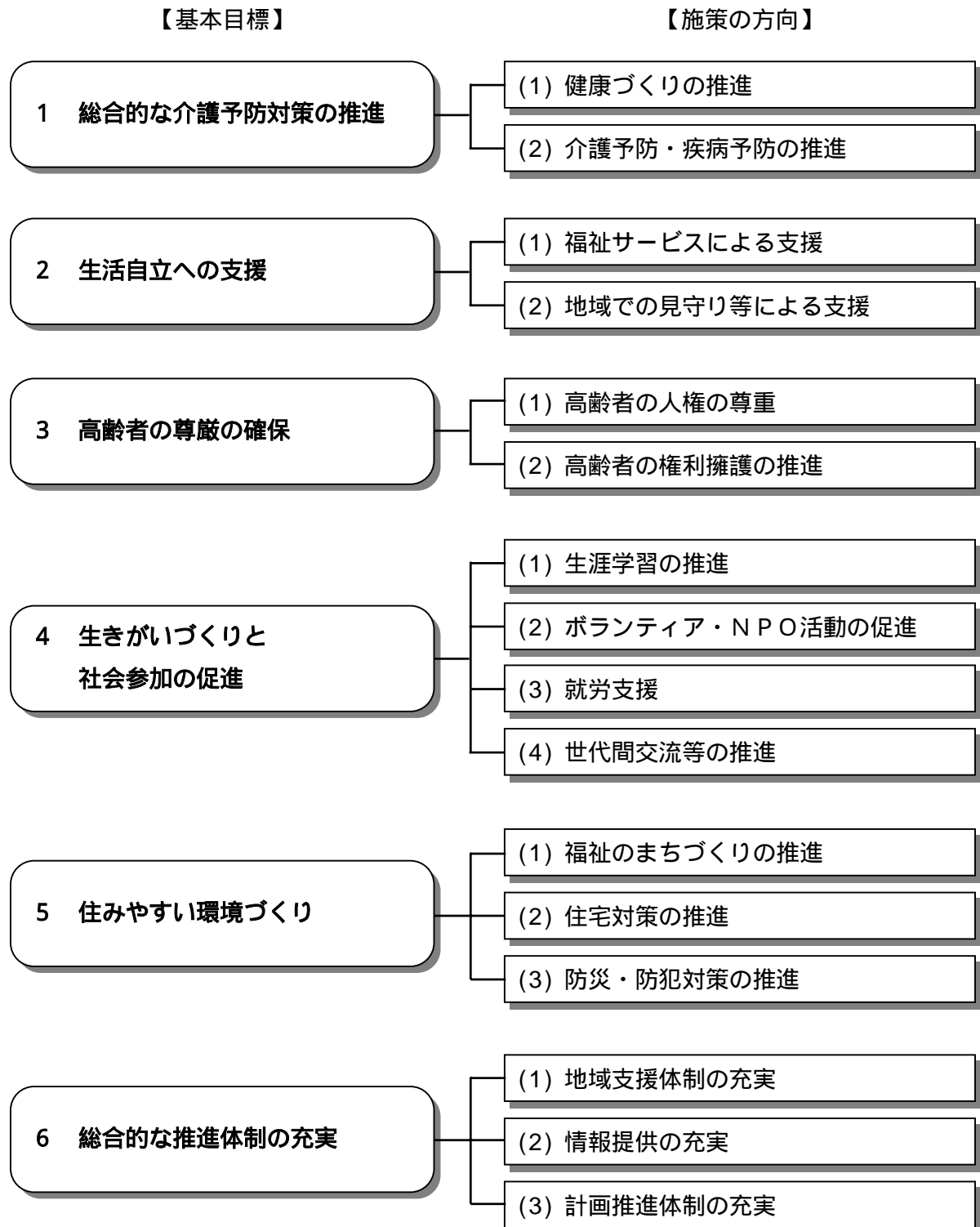
### 将来推計人口

| 年次等<br>項目 | 本計画(第4期) |         |         | 次期計画(第5期) |         |         |
|-----------|----------|---------|---------|-----------|---------|---------|
|           | 平成21年    | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年     | 平成25年   | 平成26年   |
| 40歳未満     | 59,465   | 57,533  | 55,601  | 53,669    | 51,740  | 50,343  |
| 40～64歳    | 43,785   | 43,658  | 43,536  | 43,409    | 43,282  | 42,864  |
| 前期高齢者     | 18,617   | 18,814  | 19,011  | 19,208    | 19,406  | 19,071  |
| 後期高齢者     | 9,593    | 10,378  | 11,163  | 11,948    | 12,734  | 13,661  |
| 65歳以上     | 28,210   | 29,192  | 30,174  | 31,156    | 32,140  | 32,732  |
| 高齢化率      | 21.5%    | 22.4%   | 23.3%   | 24.3%     | 25.3%   | 26.0%   |
| 総人口       | 131,460  | 130,383 | 129,311 | 128,234   | 127,162 | 125,939 |

## 2 施策の体系

『すべての市民が、健康で生きがいを持った高齢者になる』ことをめざし、本計画の施策の体系を次のように設定します。

施策の体系



## 基本目標 1 総合的な介護予防対策の推進

### (1) 健康づくりの推進

#### 【施策の方向】

高齢期を元気でいきいきと生活することができるよう、「もりぐち・かどま健康21（守口保健所計画）」の目標である「壮・中年期死亡の減少」と「健康寿命の延伸と質の向上」をめざして、市民の生活習慣の改善が図られるよう、一人ひとりの健康に対する意識変革のための啓発の充実を図るとともに、地域での健康づくりに対する活動を支援し促進していきます。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業          | 内容   |
|----------------|--|
| 意識啓発の充実        | 生活習慣の改善について、「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「がんや骨粗しょう症」の分野に関する啓発を、様々な機会や媒体を活用して実施します。 |
| 栄養・食生活の改善      | 情報の提供を行うとともに、糖尿病予防教室等様々な機会を活用して生活習慣病予防のための食生活指導を引き続き実施します。   |
| 運動・身体活動の促進     | 運動や身体活動に関する情報の提供を行うとともに、日常生活における身体活動の増進について普及・啓発や学習会を開催します。  |
| 休養・こころの健康づくり   | 休養・こころの健康に関する情報の提供を行うとともに、講演会等様々な機会を活用して休養やこころの健康づくりについて普及・啓発を行います。                                    |
| たばこ対策の推進       | たばこと健康に関するたばこ問題についての情報を提供するとともに、関係機関との連携のもと禁煙対策の推進を図ります。   |
| アルコール対策の推進     | アルコールに関する情報の提供や「節度ある適度な飲酒」「多量飲酒がもたらす健康被害」について適切な情報の提供を引き続き行います。  |
| 歯の健康の促進        | 歯の健康や健康問題に関する情報の提供を行うとともに、成人歯科健診の受診促進や健康教育の充実を図ります。8020運動の推進を図ります。                                     |
| 地域での健康づくり活動の支援 | 健康教室受講者等に対して、自主グループ活動に向けての支援・育成を図ります。<br>地域での健康づくりを進めるため、健康教育の出前講座や健康体操などの普及に努めます。                     |



## (2) 介護予防・疾病予防の推進

### 【施策の方向】

生活習慣病の予防については、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策として、平成20年7月に「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が公布され、医療保険者に健康診査が義務づけられました。また、生活機能評価事業が、平成20年度より介護保険法に基づく地域支援事業に移行されました。

このような動向を踏まえ、高齢者等が自ら、あるいは地域団体等と一体となって、介護予防や疾病予防に取り組むことができるような支援体制の整備を図ります。

また、高齢者が認知症の正しい知識を学ぶとともに、頭の体操やレクリエーション等を楽しく行い、脳機能の活性化をめざす教室等の開催など、認知症予防事業の充実に努めます。

### 【施策・事業】

| 施策・事業   | 内 容   |
|---------|---|
| 健康手帳の交付 | 自己の健康管理に役立てるため、健康診査来所時等に健康手帳の交付を行います。<br>健康手帳が保健・医療・福祉サービスの中で積極的に活用されるよう、また、特定健診の記録ができるよう関係課や三師会との連携のもと、内容の変更を行います。   |
| 健康教育の実施 | 生活習慣病の予防を推進するため、糖尿病予防教室や生活習慣病予防教室等の実施に努めます。<br>糖尿病予防教室終了者に対してOB会を開催し、セルフケアの継続を支援します。  |
| 健康相談    | 保健師、管理栄養士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士などによる健康相談の充実に努めます。<br>市民の多様なニーズに随時対応するとともに、相談内容に応じて関係機関との連携による対応の充実に努めます。  |
| 健康診査の推進 | 門真市国民健康保険に加入している40～74歳の人については、特定健康診査を実施します。<br>15歳以上39歳以下の市民並びに40歳以上の医療保険の加入者以外の人を対象に一般健診を実施します。<br>40歳以上の生活保護世帯等の人については、一般健診を実施します。<br>75歳以上の人については、後期高齢者医療広域連合における保健事業として実施します。 |
| 保健指導の推進 | 特定健康診査や一般健診の対象者の事後フォローは、健康増進課と保険年金課が連携し継続して実施します。   |
| がん検診の推進 | 集団でのがん検診のうち、胃がん検診や大腸がん検診は同日に開催、また、集団の一般健診・特定健診は、一部肺がん検診を同時開催するなど、がん検診が受けやすい体制づくりに努めます。<br>集団方式と個別方式を併用して実施しています。  |

| 施策・事業       | 内 容  |
|-------------|--|
| 歯周疾患検診の推進   | 歯周疾患検診は40歳、50歳、60歳、70歳の人を対象とする節目検診として引き続き実施します。                                    |
| 骨粗しょう症検診の推進 | 寝たきりや要介護等認定の原因ともなる骨粗しょう症を予防するため、一般健康診査やがん検診など様々な機会を活用して受診の勧奨を図ります。                 |
| 機能訓練の推進     | 40歳から64歳までの要介護等認定者以外の人を対象に、介護予防を目的に実施します。  |
| 訪問指導の推進     | 40歳から64歳までの人を対象に、健康診査等で指導が必要な人や介護予防の観点から支援が必要な人を対象に、実施します。                         |
| 認知症予防事業の充実  | 認知症についての啓発の充実を図るとともに、頭の体操やレクリエーション等を楽しく行い、脳機能の活性化をめざすための教室を開催するなど、認知症予防事業の充実を図ります。 |



## 基本目標 2 生活自立への支援

### (1) 福祉サービスによる支援

#### 【施策の方向】

ひとり暮らし高齢者や援護を必要とする高齢者及びその家族が、住み慣れた家庭や地域で必要なサービスを利用しながら安心して生活できるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、心身の機能の向上を図る地域支援事業についても情報提供を進めます。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業           | 内容  |
|-----------------|---|
| 街かどデイハウス通所事業の推進 | 閉じこもりがちな高齢者の社会参加の場として、また、介護予防の場として取り組まれている街かどデイハウスについて、今後は事業のあり方を含め、府や関係機関と調整していきます。  |
| 日常生活用具給付事業      | おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の日常生活の便宜を図り安心して在宅生活を送れるよう、日常生活用具（電磁調理器・火災報知器・自動消火器）を給付しています。今後は介護予防や状態の悪化防止のための用具など品目の見直しを検討します。<br>平成23年6月より、門真市において火災報知器の義務化が始まるので、対応を検討します。                   |
| 緊急通報装置貸与事業      | おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する高齢者に対し、日常生活において急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るために、緊急通報装置を貸与しています。今後ひとり暮らし等高齢者の増加が見込まれることから、関係機関との連携を図るとともに、申請に必要な協力員を確保することが困難な高齢者に対しては、民生委員・児童委員等に協力を働きかけるなど支援に努めます。 |
| 福祉電話貸与・補助事業     | 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準ずる人に対し安否確認、各種相談等に必要な電話機を貸与、または電話機をお持ちの方の基本料金（NTT回線のみ）を補助しています。今後はNTT以外の回線等の補助について見直しを行います。  |
| 外出支援サービス        | おおむね65歳以上で介護保険の要介護認定区分が4または5と認定され、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者を、リフト付き車輛及びストレッチャー装着ワゴン車等で、高齢者の居宅と医療機関、保健福祉施設等との間を送迎しています。今後も他の移送サービスの整備に努め、必要に応じ見直しを行います。   |

| 施策・事業                | 内 容  |
|----------------------|--|
| はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業 | 65歳以上の人を対象に、敬老月間行事の一環として9月から11月までの3か月間に3回まではり・きゅう・マッサージ等の施術を市内の施術所で受けた人に費用の一部を助成しています。平成21年度は実施し、平成22年度以降は廃止を含め検討します。  |
| 長寿祝金等贈与事業            | 9月1日現在77歳の高齢者に3,000円相当の祝品を、100歳の高齢者に5万円の祝金を贈与します。  |
| 金婚記念品贈呈事業            | 9月15日現在で結婚50年を迎えられるご夫婦に、3,000円相当の記念品を贈呈します。  |
| 在日外国人高齢者特別給付金支給事業    | 対象者に月1万円の給付金を支給します。  |
| 養護老人ホームでの受け入れの促進     | 平成20年度現在、本市には養護老人ホームが1施設ありますが、制度上の役割に加え、介護保険で非該当または要支援と判定されたことによる入所施設からの退所や、家族（同居人）による虐待からの保護など、自宅や地域に帰ることのできない事情をもつ高齢者の受け入れ施設としての役割を担います。   |
| ケアハウスでの受け入れの促進       | 平成20年度現在、本市にはケアハウスが2施設あります。介護保険で自立または要支援と判定され入所施設から退所しなければならないケース等で、自宅や地域に帰ることのできない事情をもつ高齢者の受け入れ施設としての利用も想定されます。   |
| 認知症高齢者及びその家族への支援の充実  | 家庭において認知症高齢者が適切に在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターや保健福祉センターにおける相談窓口などに関する周知を充実します。<br>市民が認知症に関して正しい知識や情報を得て、認知症の予防や早期発見・対応方法などに取り組めるよう、支援に努めます。<br>介護家族の負担の軽減を図ることができるよう、介護者家族の会などの育成を促進します。 |
| 地域包括支援センターの相談機能の充実   | 地域包括支援センターの周知を一層進めるとともに、介護をはじめ、高齢者虐待や人権など多様な相談や複雑化する問題に対応するため、専門機関との連携を強化するとともに、保健福祉センターや社会福祉協議会等関係課や関係機関との連携・調整を図るなど、相談体制の充実に努めます。  |

< 社会福祉協議会事業 >

| 施策・事業      | 内 容   |
|------------|---|
| 紙おむつ給付サービス | ねたきり高齢者等がいる家庭に対して、介護者の肉体的・精神的・経済的負担の軽減等を図るため、紙おむつ給付サービスを引き続き実施できるよう、支援していきます。また、サービス対象者については、今後、精査を図っていきます。 |

| 施策・事業         | 内 容  |
|---------------|--|
| ふとん丸洗いサービス    | 高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、引き続き実施できるよう、支援していきます。また、サービスを必要としている人へ適切にサービスが提供できるよう、ニーズの把握に努め、福祉・介護関係機関等とのさらなる連携を図ります。また、サービス対象者については、今後、精査を図っていきます。        |
| ハウスクリーニングサービス | 高齢者の衛生保持と健康増進を図るため、引き続き実施できるよう、支援していきます。また、サービスを必要としている人へ適切にサービスが提供できるよう、ニーズの把握に努め、福祉・介護関係機関等とのさらなる連携を図ります。また、サービス対象者、サービス内容については、今後、精査を図っていきます。 |
| 車いすの貸与        | 身近に利用できるサービスとして多くの市民に活用されており、市民のニーズに対応できるよう、車いす台数の確保できるよう、支援していきます。  |

## (2) 地域での見守り等による支援

### 【施策の方向】

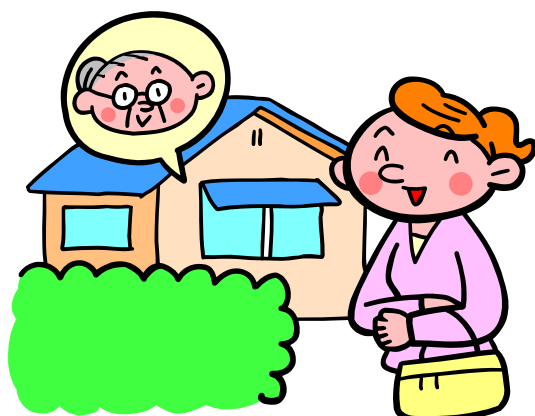
ひとり暮らし高齢者や援護を必要とする高齢者及びその家族が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、地域住民や地域団体、ボランティアやNPO等による声かけや買物、話し相手、植木の水やりやゴミ出しの支援活動などを促進します。

### 【施策・事業】

| 施策・事業    | 内 容   |
|----------|---|
| NPO活動の促進 | 平成20年10月、市立市民公益活動支援センターが一部オープンしました。ここでは、市内にあるNPOやボランティア団体が活動の拠点とするだけでなく、NPOの立ち上げ相談や各種の講座など、様々な支援活動を行います。また、NPO・ボランティア相互の情報交換・提供を活発に行うことで、ネットワークの形成をも視野に入れています。登録団体は、会議室の使用や、印刷機、コピー機が使用できるとともに、団体間の交流の場として活用の促進を図ります。 |

< 社会福祉協議会事業 >

| 施策・事業           | 内 容  |
|-----------------|--|
| 小地域ネットワーク活動の促進  | 地域の高齢者、障がい者（児）及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を要する人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を小地域（小学校区単位を基本とする）でより拡大充実が図れるよう支援していきます。   |
| ボランティアセンター事業の推進 | ボランティア活動推進の中心として、各ボランティアグループ活動の活性化と継続性を支援するほか、グループ間の交流を促進していきます。また、市民一人ひとりが、「ボランティア活動は特別な活動ではなく、誰もが、いつでも、どこでも取り組むことができる市民の活動」として認識できるように、各種ボランティア活動の紹介や取組み方法を周知するとともに、体験の場を提供し、ボランティア活動の裾野の拡大を図っていきます。 |



## 基本目標 3 高齢者の尊厳の確保

### (1) 高齢者の人権の尊重

#### 【施策の方向】

高齢者が年齢や心身の機能の低下等を理由に、差別されることのないよう、また、高齢者一人ひとりの尊厳が確保され、家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、高齢者の人権に関する啓発を進めるとともに、関係機関や地域住民、地域団体等との連携を図りながら、高齢者の尊厳の確保に努めていきます。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業             | 内容  |
|-------------------|---|
| 高齢者理解の啓発          | だれでも高齢期を迎え、加齢に伴い心身機能の低下は避けられないこと、そのことを理解するため、社会福祉協議会等との連携により体験機会の充実を図ります。   |
| 認知症理解の啓発          | 認知症高齢者が尊厳を持って暮らしていけるよう、認知症に対する正しい理解の普及を図ります。  |
| ハンセン病回復者に対する理解の促進 | ハンセン病回復者が社会に復帰すること、及び、安心して老後を過ごせるよう支援し、かつ、終生にわたって社会内の生活を援助し、長く誤解されてきた歴史、間違った知識に基づく偏見の解消に努め、正しい知識の普及を図ります。   |
| 高齢者の虐待防止          | 高齢者虐待防止に関する市民に対する啓発を進めるとともに、地域包括支援センターや保健・医療・福祉の各関係機関、さらには民生委員・児童委員や地域住民との連携を図り、虐待の早期発見に努めていきます。<br>地域包括支援センターや保健・医療・福祉の各関係機関との連携を図り、支援困難な事案に対する相談・介入支援や広域的な支援に努めます。<br>高齢者虐待に関する対応の充実を図るため、専門職員の育成や研修の充実を図ります。 |
| 施設における身体拘束ゼロの推進   | 身体拘束は高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的・精神的にも大きな弊害を与えます。そのため、身体拘束ゼロに向けてくすのき広域連合と連携を図りながら、施設等に働きかけていきます。   |
| 高齢者等の孤立死防止        | 地域の中で高齢者等の孤立死がないよう、また、孤立死のまま放置されることのないよう、民生委員・児童委員や自治会、校区福祉委員会等との連携を図り、高齢者等の生活実態の把握や見守り活動等を促進します。   |

## (2) 高齢者の権利擁護の推進

### 【施策の方向】

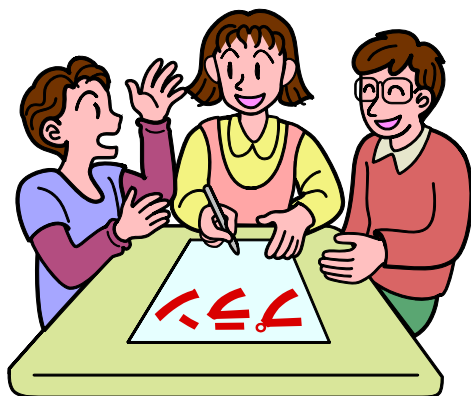
認知症や障がいなどにより判断能力が不十分なため、必要なサービスが利用できないことのないよう、また、財産管理や日常の金銭管理などを支援し、地域の中で安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護を推進します。

### 【施策・事業】

| 施策・事業       | 内 容  |
|-------------|--|
| 成年後見制度の利用促進 | 判断能力が不十分な高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人が、不利益を被らないよう、また、財産管理の支援を受けることができるよう、成年後見制度や市長申立等についての周知を進め、利用促進を図ります。<br>地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携を図り、権利擁護に関する相談や対応の充実できるよう、支援していきます。 |
| ネットワークの構築   | 地域の中でボランティアやNPO活動による支援や公的サービスが必要な人の発見や把握、見守りとともに、支援が必要な人の様々なニーズに対応できるよう、地域包括支援センターをはじめ各種相談機関や支援機関とのネットワークづくりを進めます。   |

### < 社会福祉協議会事業 >

| 施策・事業           | 内 容  |
|-----------------|--|
| 日常生活自立支援事業の利用促進 | 判断能力が不十分な高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人が、必要なサービスを利用したり、金銭管理の支援を受けることができるよう、府補助金の見直しにかかわらず、日常生活自立支援事業の普及啓発を進め、利用の促進を図るよう、支援していきます。 |





## 基本目標 4 生きがいくくりと社会参加の促進

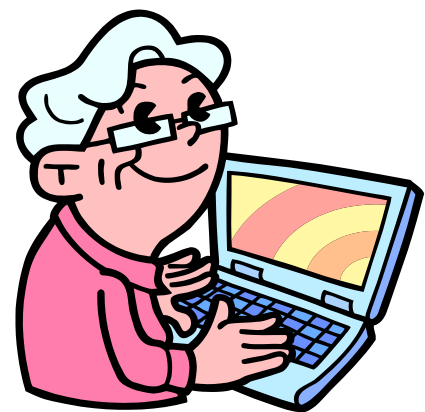
### (1) 生涯学習の推進

#### 【施策の方向】

高齢者が健康でいきいきと過ごせるよう、教育・健康福祉部局の連携のもと、市立文化会館や市立公民館、市立老人福祉センター等を活用し、各種講座やレクリエーション等を企画・開催するなど、生涯学習の推進を図ります。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業         | 内容   |
|---------------|--|
| 公民館講座の充実      | パソコン教室技能講座をはじめ高齢者学級など各種講座の開催を進めます。<br>高齢者自らが企画して講師となるような講座の開催に努めます。                  |
| スポーツの振興       | 高齢者がいきいきと健康で過ごすことができるよう、高齢者も気軽に参加できるスポーツの普及を図り、参加を促進します。                             |
| レクリエーション活動の促進 | 高齢者の健康の増進や交流機会の拡大を図るため、市立老人福祉センター等を活用したレクリエーション機会の充実に努めるとともに、自治会等地域団体による機会の提供を支援します。 |



## (2) ボランティア・NPO活動の促進

### 【施策の方向】

高齢者が豊かな経験や知識、技能を生かせるよう、ボランティア活動やNPO活動の促進を図ります。特に団塊の世代が退職期を迎えている中で、積極的に地域社会とかかわり生きがいを持って生活できるよう、ボランティア講座や体験機会の提供、需給調整等の充実を図ります。

### 【施策・事業】

| 施策・事業                 | 内 容   |
|-----------------------|---|
| 老人クラブ活動の促進            | 高齢者が身近な地域で社会奉仕や交流、また、健康づくりや介護予防の担い手として、老人クラブ活動を支援します。活動の拡充を図るため、リーダーの育成を進めます。   |
| ボランティア活動の促進           | 高齢者や団塊の世代が、経験や知識、技術等を生かせるように、ボランティア活動情報を提供するとともに、参加促進のための啓発を行えるよう、支援していきます。ボランティア講座の開催やボランティア体験機会の提供などを進めます。          |
| NPO活動の促進              | 「団塊の世代」の地域デビューを見据え、高齢者が健康でいきいきと活動できるよう、市民公益活動支援センターでは、様々な機会を捉え、ボランティア活動への誘導、人材育成講座などを開催します。また、NPO活動についても情報提供等支援に努めます。 |
| ファミリー・サポート・センター事業への参加 | 核家族化や地域つながりの希薄化などにより、家族や地域の中で子育ての経験や知恵を共有することが難しい時代となっている中で、豊富な経験と知識を持つ高齢者が協力会員として子育て支援の担い手となるなど、社会・地域活動の参加を促進します。    |

### < 社会福祉協議会事業 >

| 施策・事業        | 内 容   |
|--------------|---|
| 校区福祉委員会活動の促進 | 閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らし高齢者、夫婦のみ世帯の高齢者など、支援を必要とする高齢者が地域の中で孤立することのないよう、校区福祉委員会活動による声かけなど見守り活動等の促進を図るよう、支援していきます。 |

### (3) 就労支援

#### 【施策の方向】

高齢者が豊かな経験や知識、技能を生かし、健康の増進や生きがいの充実とともに収入を得ることができるよう、職業紹介や就労に関する情報の提供、相談体制の充実を図り、多様なニーズに対応した就労機会の提供に努めます。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業           | 内 容   |
|-----------------|---|
| シルバー人材センター活動の充実 | 高齢者が豊かな経験や知識、技能を生かし、健康の増進や生きがいの充実を図るとともに、収入を得ることができるよう、市民や企業等との理解を深め、シルバー人材センターにおける就労機会の提供の充実を図ります。 |
| 就労支援の充実         | 就労に関する情報の提供・相談体制の充実や、就労に結びつけるための技能や知識を学ぶ研修会等の活用により、高齢者の自己実現を支援していきます。                               |

### (4) 世代間交流等の推進

#### 【施策の方向】

高齢者がいきいきと楽しく生活できるよう、保育園や幼稚園、学校等との行事や教育などに高齢者が参画し、幼児や児童・生徒と交流を深めたり、自治会や校区福祉委員会等地域団体の行事や活動を通じて様々な世代との交流を図るなど、世代間交流を促進します。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業                       | 内 容   |
|-----------------------------|---|
| 老人福祉センターや高齢者ふれあいセンターでの交流の促進 | 老人福祉センターにおいて、老人クラブ連合会との共催による交流会等の開催を促進します。<br>校区ボランティアによる高齢者同士、あるいは子どもたちとの交流会などの開催を促進します。 |
| 校区福祉委員会等による世代間交流の促進         | 地域の中で、伝承遊びや伝統料理、生活の知恵等を次世代に受け継いでいけるよう、壮年者や青年、小・中学生、乳幼児等様々な世代の交流機会づくりができるよう、支援していきます。      |

| 施策・事業                   | 内 容  |
|-------------------------|--|
| 保育園、幼稚園、学校等での高齢者との交流の促進 | 保育園や幼稚園での行事への高齢者の参加促進を図るとともに、知識や技術、経験等を生かせるよう、小・中学校等での教育やクラブ活動等への参加促進を図ります。                  |
| 交流の場の確保                 | 小学校区単位での交流施設等の点検（場所・使用条件等）<br>余裕教室の活用や集会所等の利用のあり方、空き店舗活用についての検討<br>社会福祉施設の地域への開放や地域住民との交流の促進 |



## 基本目標 5 住みやすい環境づくり

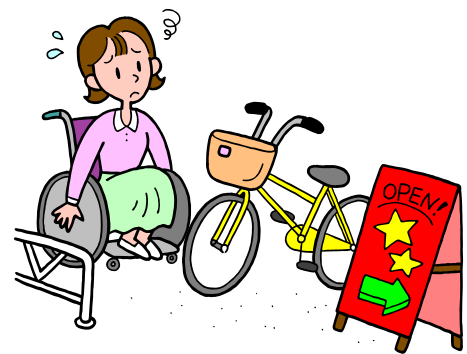
### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### 【施策の方向】

高齢者等が安心して暮らせ、気軽に出かけることができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「大阪府福祉のまちづくり条例」「門真市市有建築物等整備改善計画」等に基づき、道路・学校・公園・行政施設をはじめとする公共施設のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、大規模店舗など既存の民間施設や民間事業者による新たな施設整備に際しては、法律や条例への適合を図るよう要請します。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業               | 内容   |
|---------------------|--|
| 門真市鉄道駅舎バリアフリー化設備の整備 | 京阪本線の門真市域内にある駅舎利用の利便性を高めるため、エレベーター等の設置を進めます。   |
| 道路交通環境等の整備・改善       | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」「門真市移動等円滑化基本構想」などに基づき、障がいのある人や高齢者が安全で利用しやすい道路交通環境や公共交通機関の整備・改善を順次進めていきます。 |
| 市民に対する啓発の充実         | 通行の妨げになるような路上駐車や放置自転車、商店の看板や商品等の路上へのはみ出し等を防止するため、市民の交通マナーやバリアフリーに対する意識啓発を図ります。                                 |
| 交通安全意識の啓発の充実        | 警察や交通安全推進協議会、校区福祉委員会、民生委員・児童委員、老人クラブ、障がい者団体等と連携して、障がいのある人や高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全意識の啓発を図ります。                  |



## (2) 住宅対策の推進

### 【施策の方向】

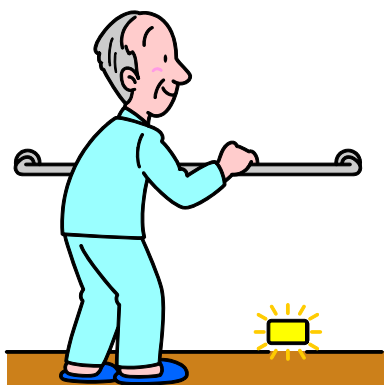
公的住宅について、大阪府や関係機関の協力を得て、新築または建て替えに際して、高齢者に配慮した住宅の建設や高齢者向け住宅の整備を要請していきます。

また、市営住宅についても既存住宅の改善に際しては、高齢者等に配慮した住環境の整備に努めます。

さらに、多様な高齢者の住宅のニーズに対応し、高齢者向け優良賃貸住宅など高齢者に配慮した民間住宅の情報提供の充実を図ります。

### 【施策・事業】

| 施策・事業           | 内容  |
|-----------------|---|
| 公的住宅の整備         | 府営住宅等の公的住宅について、大阪府、大阪府住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構の協力を得て、新築または建て替えの際に高齢者に配慮した住宅の建設やシルバーハウジング、高齢者向け住宅等を整備していくことを要請していきます。 |
| 市営住宅の整備         | 既設中高層住宅の改善事業を進める際には、エレベーターや手すり、スロープの設置など高齢者等に配慮した住環境の整備に努めるとともに、住宅施策と福祉施策が連携のうえ高齢者等の居住ニーズに対応できる住宅整備に努めます。       |
| 大阪あんしん賃貸支援事業の紹介 | 民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者等が円滑に入居できるよう、大阪府において「大阪あんしん賃貸支援事業」が実施されています。門真市もこの事業を常設相談窓口において紹介を行っています。                      |



### (3) 防災・防犯対策の推進

#### 【施策の方向】

ひとり暮らしで虚弱な人、認知症や障がいがある人など援護を必要とする人が、地震等災害時にも安心して生活できるよう、地域団体や関係機関、サービス提供事業所等との連携を強化し、避難や安否確認、避難所生活における支援などの体制づくりを進めます。

また、高齢者等に対する悪質住宅リフォームや振り込め詐欺、マルチ商法等の犯罪被害の防止を図ります。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業              | 内 容   |
|--------------------|---|
| 防災知識の普及            | 消防署等と連携し、老人クラブや自治会等の行事を活用して、災害に関する知識の普及や防災機器、防災用品等の紹介などを行います。                             |
| 災害時要援護者に対する支援体制の構築 | 災害時の要援護高齢者等の把握について、庁内のGIS（地図情報）システムを活用し、避難手段の確保等について、関係部署と協議検討していきます。                     |
| 要援護者の避難所の確保        | 災害時の要介護者や障がいのある高齢者等の避難所として、介護保険施設や障がい者福祉施設の活用を検討していきます。                                   |
| 消費者被害の防止と対応        | 振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないよう、その手口等に関して、広報をはじめ様々な媒体や機会を活用して啓発の充実に努めます。                            |
| 悪質リフォーム業者による被害防止   | 住宅のリフォームに際して、悪質業者による被害を防止するため、複数業者による見積依頼を促進するとともに、相談の充実に努めます。                            |
| 防犯体制の整備            | 子どもの登下校時の見守りとともに、自治会や老人クラブなど地域団体と警察など関係機関との連携のもとに、地域安全情報の提供や防犯パトロールの実施等、地域の防犯体制の整備を促進します。 |



## 基本目標 6 総合的な推進体制の充実

### (1) 地域支援体制の充実

#### 【施策の方向】

高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係機関・団体や、介護保険サービス事業所、地域包括支援センターなどが連携し、生活圏域での住民相互の助け合いや支え合い（共助）を基本とした地域支援体制づくりに努めます。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業                       | 内 容  |
|-----------------------------|--|
| 人材の育成                       | 校区福祉委員会活動や地域限定のボランティアなどの人材を確保するため、若者や団塊の世代などを対象にしたボランティア講座や体験機会の提供を図るとともに、小さい頃からボランティアに親しめるよう、親子でできる活動機会の創出等を図ります。   |
| ボランティア・NPO 団体等のネットワークづくりの推進 | 地域の様々な課題の解決に向け、ボランティアやNPOのさらなる活動領域の拡大が求められています。そこで、NPO 同士、ボランティア同士の連携はもとより、各団体の領域を超えた幅の広いネットワークの構築を推進します。  |
| 地域福祉の推進                     | 本市では平成19年度から平成23年度までの5年間を計画の期間とした地域福祉計画を策定しました。この計画はみんなが幸せになる福祉実現のために、次の3点、地域を基盤として地域にかかわるすべての人が、支えあいや新たなつながりをつくること、SOSを見逃さず、必要な人に適切な支援が届く仕組みをつくること、お互いの人権の尊重とともに、お互いが信頼関係を持ち、心のふれあいや助けあいの気持が自然と生まれる福祉コミュニティ（あるいは福祉の土壌）を築いていくこと、を主な目的としています。この地域福祉の推進と一体的に、地域支援体制の構築を進めます。 |

#### < 社会福祉協議会事業 >

| 施策・事業        | 内 容  |
|--------------|--|
| 校区福祉委員会活動の促進 | 地域住民の参加と協力による校区福祉委員会における、ひとり暮らしなど支援を必要とする高齢者の見守りや支援、世代間交流等の活動を支援し、促進します。 |



## (2) 情報提供の充実

### 【施策の方向】

高齢者が住み慣れた地域で自立し、必要なサービスや支援を適切に利用して安心して暮らすことができるよう、サービス等に関する情報の提供の充実に努めます。

また、外国人や障がいのある人など、情報が行き届きにくい人などに配慮したきめ細かな広報活動を進めます。

### 【施策・事業】

| 施策・事業                   | 内 容  |
|-------------------------|--|
| <p>制度の周知と利用意識の啓発</p>    | <p>高齢者に関する様々な情報・サービスを当事者である高齢者が適切に利用できるよう、広報紙や保健福祉サービスのしおり等でサービス内容をわかりやすく紹介し、市公共施設で配布するとともに、老人クラブや民生委員・児童委員、校区福祉委員、地域包括支援センター等にも協力を要請し、行事や交流の場での啓発や周知に努め、市民が身近に情報を手に入れることができる体制をめざします。</p> <p>市のホームページや門真保健医療福祉情報委員会が運営する「門真市保健医療福祉情報ネットワーク」(通称K A D - N E T)を活用し、様々な情報をリアルタイムに提供できるよう努めます。</p>  |
| <p>ハンディを持つ高齢者への情報提供</p> | <p>視覚・聴覚障がい者、知的障がい者、在日外国人、認知症高齢者など情報入手が困難な高齢者や、引きこもり等により生活課題を抱えながら社会的支援に結びつかないひとり暮らし高齢者、昼間独居の高齢者などに配慮し、保健師、介護職員、民生委員、校区福祉委員等、高齢者にとって身近なマンパワーを活用した情報提供や、点字や声の広報の発行など、きめ細かな広報活動を進めます。</p> <p>障がいのある高齢者に対して、地域生活支援事業による支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 発送する郵便等に点字シールやメモを同封を引き続き図ります。</li> <li>● 「福祉のしおり」の録音テープや点字版の作成を引き続き図ります。</li> <li>● 手話通訳者や要約筆記通訳者の派遣を引き続き図ります。</li> <li>● 手話講座、要約筆記講座による人材の養成を図ります。</li> </ul> |

### (3) 計画推進体制の充実

#### 【施策の方向】

本計画を実効性あるものとするため、関係機関や関係課との連携を強化し、効率的・効果的な事業の推進を図るとともに、「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」等による計画の進捗状況の把握・点検等を行います。

また、効率的・効果的な職員の配置を行うとともに、地域研修等職員研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

#### 【施策・事業】

| 施策・事業           | 内 容  |
|-----------------|--|
| 関係機関や関係課との連携の強化 | くすのき広域連合、保健・福祉・医療関係機関等との連携を強化し、迅速かつ的確なサービス提供等の体制づくりに努めます。<br>関係課との連携を強化し、効率的・効果的な事業の推進を図ります。 |
| 計画の進捗状況の把握・点検等  | 「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会」、「門真市高齢者保健福祉計画策定推進委員会ワーキンググループ」により計画の進捗状況の把握・点検等を行い、より実効性ある計画となるよう努めます。 |
| 職員の資質の向上        | 一般事務職員も含め、地域研修など職員研修の充実等によりその資質の向上に努めます。   |